

江東区公報

目次

◎条 例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(3) 3

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(4) 3

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(5) 4

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(6) 4

江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例(7) 4

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(8) 4

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例(9) 4

江東区保育所条例の一部を改正する条例(10) 5

江東区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条例(11) 6

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例(12) 6

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例(13) 7

江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例(14) 7

江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例(15) 7

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(16) 7

江東区東京オリンピック・パラリンピック基金条例を廃止する条例(17) 8

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(18) 8

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例(19) 13

◎告 示

指定地域密着型サービス事業所の指定について(72) 15

指定地域密着型サービス事業所の指定について(73) 15

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(74) 15

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(75) 15

指定居宅介護支援事業所の指定について(76) 15

指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について(77) 16

指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について(78) 16

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の変更について(80) 16

特定子ども・子育て支援施設等の確認について(81) 16

保管自転車の処分について(令和4年2月下旬)(82) 17

道路法第37条の占用制限の指定について(85) 17

令和3年度補正予算の公表(88) 20

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定について(92) 36

都市公園の一部休園について(93) 36

自転車の撤去等に要した費用(手数料)の収納事務の私人委託について(95) 38

東京都市計画道路事業の事業計画の変更について(96) 38

枝川区民館及び東陽区民館の使用料の収納東京都市計画道路の変更について(97) 38

保管自転車の処分について(令和4年3月上旬)(98) 38

居宅介護支援事業所の廃止について(103) 38

江東区東陽二丁目駐車場の使用料の収納事務に係る私人委託について(104) 38

令和4年度当初予算の公表(105) 39

特別区道路線の供用開始について(108) 59

江東区男女共同参画センター使用料の収納事務に係る私人委託について(115) 61

江東区証明書等自動交付事務に係る公金収納事務の私人委託について(117) 61

令和4年度江東区一般廃棄物処理実施計画について(118) 61

江東区豊洲特別出張所の飼犬の登録事務に係る手数料、有料ごみ処理券の販売代金、特別区民税、個人の都民税、軽自動車税、国民健康保険の保険料、後期高齢者医療の

保険料及び介護保険の保険料の収納事務に係る私人委託について(120) ……………	71	区議会議決事項 ……………	107
江東区介護保険料の収納事務の私人委託について(121) ……………	71	(令和 4 年第 1 回定例会)	
江東区保育料の収納事務の私人委託について(122) ……………	72		
江東区青少年交流プラザの使用料の収納事務に係る私人委託について(123) ……………	72		
江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務に係る私人委託について(124) ……………	72		
江東区後期高齢者医療保険料の収納事務の私人委託について(125) ……………	73		
江東区国民健康保険料の収納事務の私人委託について(126) ……………	73		
指定居宅介護支援事業所の指定について(127) ……………	74		
令和 4 年度定期予防接種の告示について(128) ……………	74		
江東きっずクラブ A 登録利用料の収納事務に係る私人委託について(129) ……………	93		
特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割)の収納事務の私人委託について(130) ……	94		
道路占用許可基準の一部改正について(131) ……………	95		
指定納付受託者の指定について(132) ……………	95		
豊洲西小学校体育館棟地域開放運営業務委託にかかる公金収納委託について(133) ……	96		
令和 4 年度における会計年度任用職員の報酬の額の告示について(134) ……………	96		
枝川・東陽区民館の使用料の収納事務に係る私人委託について(135) ……………	100		
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託について(136) ……	101		
江東区立横十間川親水公園内ボート場使用料の収納事務に係る私人委託について(137) ……………	105		
居宅介護支援事業所の廃止について(138) ……	106		
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について(139) ……………	106		

◎告 示 (教)

令和 4 年第 3 回江東区教育委員会定例会の招集(7) ……………	107
令和 4 年第 3 回江東区教育委員会臨時会の招集(8) ……………	107

◎区 議 会

条	例
---	---

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第3号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年12月江東区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1中25の項を26の項とし、9の項から24の項までを1項ずつ繰り下げ、8の項の次に次のように加える。

9	区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	---

別表第2中54の項を55の項とし、24の項から53の項までを1項ずつ繰り下げ、23の項の次に次のように加える。

24	区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
----	----	---	--

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第1条及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第4号

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月江東区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第14条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第15条第1項中「前条第2号ア及びイのいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に、「当該会計年度任用職員」を「、当該会計年度任用職員」に改める。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
- 附 則
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 15 日
江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 5 号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年 3 月江東区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項各号中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を加える。

附 則
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 15 日
江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 6 号

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年 11 月江東区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 178」を「100 分の 170.5」に改める。

附 則
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 15 日
江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 7 号

江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

江東区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和 31 年 11 月江東区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 178」を「100 分の 170.5」に改める。

附 則
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 15 日
江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 8 号

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 10 年 3 月江東区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 4 号を削る。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の江東区職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 15 日
江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 9 号

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例

江東区夢の島総合運動場条例（平成 6 年 3 月江東区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「	夢の島野球場	1月4日～3月31日	午前8時～午後4時
	夢の島少年野球場	4月1日～9月15日	午前6時～午後6時
	夢の島運動広場	9月16日～10月31日	午前6時～午後4時
		11月1日～12月28日	午前8時～午後4時
」			

を

「	夢の島野球場	1月4日～3月31日	午前8時～午後4時
	夢の島少年野球場	4月1日～9月15日	午前6時～午後6時
」			

夢の島運動広場	9月16日～10月31日	午前6時～午後4時
	11月1日～12月28日	午前8時～午後4時
夢の島野球場会議室	1月4日～3月31日	午前8時～午後4時
	4月1日～4月14日	午前8時～午後6時
	4月15日～10月20日	午前8時～午後9時
	10月21日～12月28日	午前8時～午後4時

に改める。

別表第3中

「夢の島野球場	平日	2時間	2,700円
		夜間2時間	11,900円
	土曜日、日曜日及び休日	2時間	3,700円
		夜間2時間	12,950円
写真撮影	平日	2時間	8,300円
	土曜日、日曜日及び休日	2時間	10,300円
映画、テレビ、ビデオその他動画撮影	平日	2時間	28,800円
	土曜日、日曜日及び休日	2時間	30,750円

を

「夢の島野球場	平日	2時間	2,700円
		夜間2時間	11,900円

写真撮影	平日	2時間	8,300円
	土曜日、日曜日及び休日	2時間	10,300円
映画、テレビ、ビデオその他動画撮影	平日	2時間	28,800円
	土曜日、日曜日及び休日	2時間	30,750円
夢の島野球場会議室		1日	3,750円

に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年7月1日から施行する。（準備行為）
- この条例による改正後の江東区夢の島総合運動場条例の規定に基づく夢の島野球場会議室の利用に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

江東区保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第10号

江東区保育所条例の一部を改正する条例
江東区保育所条例（昭和36年3月江東区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「江東区豊洲保育園 東京都江東区豊洲四丁目5番6-101号」

を

「江東区豊洲保育園 東京都江東区

豊洲四丁目 5
番 8 号 」

に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 1 号

江東区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条例

江東区食品衛生検査施設に関する条例（平成 24 年 3 月江東区条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、法第 2 9 条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が東京都若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

第 3 条第 1 号中「動物飼育室及び事務室」を「事務室等」に改め、同条第 2 号中「法第 2 8 条第 1 項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験（以下「試験」という。）」を「検査又は試験」に改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「試験」を「検査又は試験」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 2 号

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和 2 8 年 6 月江東区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項を次のように改める。

法第 3 2	第一種電柱	1 本に	9, 3 5 0 円
	第二種電柱	つき 1	1 4, 3 0 0 円

条第 1 項 第 1 号に 掲げ る工 作物	第三種電柱	年	1 9, 3 0 0 円
	第一種電話柱		7, 7 2 0 円
	第二種電話柱		1 2, 4 0 0 円
	第三種電話柱		1 7, 0 0 0 円
	その他の柱類		8 3 0 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルに つき 1 年	8 3 円
	地下に設ける電線その他の線類		5 0 円
	路上に設ける変圧器	1 個に つき 1 年	8, 1 8 0 円
	地下に設ける変圧器	占有面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	5, 0 1 0 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個に つき 1 年	1 6, 7 0 0 円
	広告塔	表示面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	2 3, 4 0 0 円
	その他のもの	占有面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	1 6, 7 0 0 円

別表法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「1 6 0 円」を「1 9 0 円」に、「2 9 0 円」を「3 4 0 円」に、「4 2 0 円」を「5 0 0 円」に、「6 4 0 円」を「7 5 0 円」に、「8 5 0 円」を「1, 0 0 0 円」に、「1, 2 8 0 円」を「1, 5 0 0 円」に、「1, 7 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に、「2, 9 9 0 円」を「3, 5 0 0 円」に、「4, 2 7 0 円」を「5, 0 1 0 円」に、「8, 5 4 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設の項中「1 2, 4 0 0 円」を「1 4, 8 0 0 円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設の項中「1 4, 2 0 0 円」を「1 6, 7 0 0 円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の項中「1 0, 1 0 0 円」を「1 1, 7 0 0 円」に、「6, 1 0 0 円」を「7, 0 2 0 円」

に、「9,060円」を「10,400円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「200円」を「230円」に、「20,300円」を「23,400円」に改め、同表道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件の項中「20,300円」を「23,400円」に、「11,300円」を「13,300円」に、「200円」を「230円」に、「203,300円」を「234,000円」に、「101,600円」を「117,000円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「14,200円」を「16,700円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の項中「20,300円」を「23,400円」に、「7,200円」を「8,640円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の項中「14,200円」を「16,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第13号

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例

江東区立都市公園条例(昭和52年6月江東区条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,575円」を「2,850円」に、「2,787円」を「2,363円」に改める。

別表第2中「39円」を「45円」に、「9,360円」を「10,800円」に、「1,657円」を「1,912円」に、「14,625円」を「16,875円」に改める。

別表第3中「1,583円」を「1,856円」に、「938円」を「1,100円」に、「140円」を「165円」に、「351円」を「412円」に、「703円」を「825円」に、「117円」を「137円」に、「1,173円」を「1,375円」に、「469円」を「550円」に、「865円」を「1,038円」に、「586円」を「687円」に、「987円」を「1,184円」に、「39円」を「45円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第14号

江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例

江東区普通河川管理条例(昭和56年10月江東区条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「504円」を「604円」に、「276円」を「331円」に、「894円」を「1,072円」に、「181円」を「217円」に改める。

別表第2中「599円」を「700円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第15号

江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

江東区公共溝渠管理条例(昭和28年6月江東区条例第10号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「351円」を「412円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第16号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月江東区条例第47号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項各号中「公民権行使等休暇」の次に「、不妊治療のための休暇」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

江東区東京オリンピック・パラリンピック基金
条例を廃止する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 7 号

江東区東京オリンピック・パラリンピック
基金条例を廃止する条例

江東区東京オリンピック・パラリンピック基金
条例（平成 2 7 年 3 月江東区条例第 2 2 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

江東区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 8 号

江東区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

江東区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例（平成 1 0 年 1 2 月江東区条例第 5
3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (6) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分 1 0 0 分の 1

別表第 1 新砂地区地区計画の項中「平成 2 8 年 1 1 月江東区告示第 3 7 7 号」を「令和 4 年 1 月江東区告示第 3 号」に改め、同表臨海副都心有明南地区地区計画の項中「平成 2 9 年 6 月東京都告示第 1 0 3 3 号」を「令和 4 年 1 月東京都告示第 6 4 号」に改め、同表豊洲二・三丁目地区地区計画の項中「平成 2 6 年 3 月東京都告示第 2 6 7 号」を「令和 3 年 1 1 月東京都告示第 1 4 0 9 号」に改め、同表に次のように加える。

新 砂 二・三 丁目地 区地区 計画	新 砂 二・三 丁目地 区地区 整備計 画	都市計画法第 2 0 条第 1 項の 規定により告示された東京都 市計画地区計画新砂二・三丁 目地区地区計画（令和 4 年 1 月江東区告示第 2 号）のうち、 地区整備計画が定められた区 域
--------------------------------	--------------------------------------	--

別表第 2 新砂地区地区整備計画の項中

<p>商 業 地 区 (1)</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号若しくは第2号、第6項各号又は第11項(ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるものに限る。)に掲げる営業の用に供する建築物 2 工場(自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。)</p>	<p>10分の20。ただし、当該地区整備計画の区域の特性に応じた容積率の最高限度については、10分の40とする。</p>	<p>10分の6。ただし、土地区画整理事業における仮換地指定後、当該敷地が接する道路が法による道路となった場合は、10分の8とする。</p>	<p>500平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 土地区画整理事業で換地面積が500平方メートル未満の土地 2 土地区画整備地として定められた500平方メートル未満の土地 3 区長が良好な環境を害するおそれがないと認められたもの</p>	<p>計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物等は、この限りでない。 1 巡査派出所、公衆便所その他これらに類するもの 2 道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物の部分で当該建築物の敷地内に存するも</p>				
<p>商 業 地 区 (2)</p>	<p>3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものは除く。)</p>	<p>10分の30。ただし、当該地区整備計画の区域の特性に応じた容積率の最高限度については、10分の40とする。</p>							
<p>住 宅・医 療 地 区</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号若しくは第2号、第6項各号又は第11項(ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるものに限る。)に掲げる営業の用に供する建築物 2 工場(自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタン</p>	<p>10分の20。ただし、当該地区整備計画の区域の特性に応じた容積率の最高限度については、10</p>							

	ド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものは除く。) 4 ゴルフ練習場、バッティング練習場又はスキー場 5 自動車教習場 6 畜舎	分の 3 0 とす る。				の 3 公益 上の必 要性又 は建築 物の敷 地面積 規模等 から区 長がや むを得 ないと 認めた もの				
複 合 A 地 区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号、第 6 項各号又は第 1 1 項(ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるものに限る。)に掲げる営業の用に供する建築物									
複 合 B 地 区(1)										
複 合 B 地 区(2)										

を
「

商 業 地 区	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号、第 6 項各号又は第 1 1 項(ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるものに限る。)に掲げる営業の用に供する建築物 2 工場(自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。) 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築物に附属するものを除				5 0 0 平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 土地区画整理事業で換地面積が 5 0 0 平方メートル未満の土地 2 土地区画整理事業	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物等は、この限りでない。 1 巡査派出所、公衆便所その他これらに類するもの 2 道路上に設けられた横断歩道橋				
------------	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--

有明南 3区域 H街区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(ぬ)項に掲げるもの				9,0 00 平方 メー トル	計画図に示す壁面の位置。ただし、歩行者専用デッキの部分を除く。	110メ ートル (A.P. からの高 さによ る。)			
-------------------	---	--	--	--	-----------------------------	---------------------------------	--	--	--	--

別表第2臨海副都心有明南地区地区整備計画の部有明南3区域I街区の項、有明南3区域K街区の項、有明南3区域L・M街区の項及び有明南3区域P街区の項中「法別表第2(り)項」を「法別表第2(ぬ)項」に改め、同表豊洲二・三丁目地区地区整備計画の部1街区の項、2-1街区の項、2-2街区の項、2-3街区の項、3街区の項及び4-1街区の項中「法別表第2(り)項」を「法別表第2(ぬ)項」に改め、同項の次に次のように加える。

4-2 街区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの 2 法別表第2(ぬ)項に掲げるもの				3,0 00 平方 メー トル	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及びそれらに附帯する建築物の部分を除く。 1 歩行者通路4号に係る壁面については、店舗、飲食店など、沿道の賑わい創出とやすらぎある環境形成に資する建築物の部分(歩行者空間に支障の無いもので、高さ10メートル未満の部分に限る。) 2 デッキ、階段、スロープなど、円滑な交通ネットワークの形成に資す	100メ ートル (地盤面 からの高 さによ る。この 場合にお いて、令 第2条第 1項第6 号イ、ロ 又はハの いずれか に該当す るとき は、それ ぞれイ、 ロ又はハ の定める ところによ る。)			
-----------	---	--	--	--	-----------------------------	--	---	--	--	--

							る建築物の部分				
--	--	--	--	--	--	--	---------	--	--	--	--

別表第2豊洲二・三丁目地区地区整備計画の部5街区の項、6街区の項、9-1街区の項及び9-2街区の項中「法別表第2（り）項」を「法別表第2（ぬ）項」に改め、同表臨海副都心有明北地区地区整備計画の部有明北2区域の項中「同表（ち）項第2号」を「同表（り）項第2号」に改め、同部有明北3区域3-1-A街区の項中「法別表第2（り）項各号」を「法別表第2（ぬ）項各号」に改め、同部有明北3区域3-1-B街区の項及び有明北3区域3-1-C街区の項中「法別表第2（り）項第1号、第2号又は第4号」を「法別表第2（ぬ）項第1号、第2号又は第4号」に改め、同表に次のように加える。

新砂二・三丁目地区地区整備計画	A地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物				1,000平方メートル。ただし、区長が良好な環境を害するおそれがないと認められたものについては、この限りでない。	計画図に示す壁面の位置。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物等は、この限りでない。 1 巡査派出所、公衆便所その他これらに類するもの 2 道路上に設けられた横断歩道橋又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する渡り廊下その他これらに類する用途に供する建築物の部分で、当該建築物の敷地内に存するもの 3 公益上の必要性又は建築物の敷地面積規模等から区長がやむを得ないと認めたもの				
	B地区					500平方メートル。ただし、区長が良好な環境を害するおそれがないと認められたものについては、この限りでない。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第19号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江東区国民健康保険条例（昭和34年11月江

東区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号中「20歳」を「18歳」に改める。

第14条の3各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の4第1号中「100分の7.13」

を「100分の7.16」に改め、同条第2号中「3万8,800円」を「4万2,100円」に改める。

第15条の8中「及び第19条の2」を「、第19条の2及び第19条の4」に、「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の9各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の12第1号中「100分の2.41」を「100分の2.28」に改める。

第15条の16中「及び第19条の2」を「、第19条の2及び第19条の4」に、「19万円」を「20万円」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.37」を「100分の2.31」に改め、同条第2号中「1万7,000円」を「1万6,600円」に改める。

第19条第1項及び第2項中「に定める額」の次に「若しくは第19条の4各号に定める額」を加える。

第19条の2の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第1号ア中「2万7,160円」を「2万9,470円」に改め、同号ウ中「1万1,900円」を「1万1,620円」に改め、同条第2号ア中「1万9,400円」を「2万1,050円」に改め、同号ウ中「8,500円」を「8,300円」に改め、同条第3号ア中「7,760円」を「8,420円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「3,320円」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児

1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,315円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万525円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

告 示

◎江東区告示第72号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年3月7日
江東区長 山崎孝明
記

- 1 介護保険事業所番号
1390200242
- 2 事業所の名称及び所在地
Bestシニアフィットネス湊
東京都中央区湊三丁目2番9号丹波ビル1階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ベスト・ケア
東京都板橋区小茂根一丁目25番22-101号
代表取締役 柳澤 敏郎
- 4 指定年月日
令和4年3月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第73号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年3月7日
江東区長 山崎孝明
記

- 1 介護保険事業所番号
1390200259
- 2 事業所の名称及び所在地
Bestジムスタジオ入船
東京都中央区入船三丁目1番2号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ベスト・ケア
東京都板橋区小茂根一丁目25番22-101号
代表取締役 柳澤 敏郎
- 4 指定年月日
令和4年3月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第74号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年3月7日
江東区長 山崎孝明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370202127
- 2 事業所の名称及び所在地
アルクル湊
東京都中央区湊三丁目2番9号丹波ビル1階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ワイズ
東京都港区赤坂二丁目12番10号
代表取締役 早見 泰弘
- 4 廃止年月日
令和4年2月28日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第75号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年3月7日
江東区長 山崎孝明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370202069
- 2 事業所の名称及び所在地
アルクル入船
東京都中央区入船三丁目1番2号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ワイズ
東京都港区赤坂二丁目12番10号
代表取締役 早見 泰弘
- 4 廃止年月日
令和4年2月28日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第76号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居

宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 6 7 9
- 2 事業所の名称及び所在地
株式会社ケアサービス居宅支援亀戸
東京都江東区亀戸五丁目 5 番 1 1 - 3 0 3 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ケアサービス
東京都大田区大森北一丁目 2 番 3 号
代表取締役 福原 俊晴
- 4 指定年月日
令和 4 年 3 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 7 7 号

介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 0 0 8 0 0 1 2 3
- 2 事業所の名称及び所在地
海辺長寿サポートセンター
東京都江東区海辺 1 2 番 1 3 号小野ビル 1 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
フォービスライフ株式会社
東京都港区海岸一丁目 2 番 3 - 1 0 4 号
代表取締役 篠原 興道
- 4 指定年月日
令和 4 年 3 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第 7 8 号

介護保険法第 115 条の 22 第 1 項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 0 0 8 0 0 1 7 2
- 2 事業所の名称及び所在地
亀戸長寿サポートセンター
東京都江東区亀戸一丁目 3 0 番 8 号 1 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
フォービスライフ株式会社
東京都港区海岸一丁目 2 番 3 - 1 0 4 号
代表取締役 篠原 興道
- 4 指定年月日
令和 4 年 3 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第 8 0 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 3 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 32 第 1 項の規定より指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の変更の届出があった。江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年 3 月江東区規則第 16 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 4 年 3 月 8 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 事業所の名称
江東ヘルパーステーション
- 2 事業所の所在地
(1) 変更前 江東区南砂 2 - 3 - 1 0 - 4 0 7
(2) 変更後 江東区南砂 2 - 3 - 1 0 - 4 0 8
- 3 変更の年月日
令和 4 年 1 月 4 日

◎江東区告示第 8 1 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 30 条の 11 第 1 項の確認を行ったので、法第 58 条の 11 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和4年3月9日

江東区長 山 崎 孝 明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
エルニード (i l n i d o)	江東区有明 2 - 1 - 8 有明ガーデン ン4階	令和3年1 1月1日	認可外 保育施 設

◎江東区告示第82号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年3月10日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第85号

道路法（昭和27年法第180号）第37条1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年3月14日

江東区長 山 崎 孝 明

- 1 道路の路線名及び占用を制限する区域
別添「道路法第37条指定路線調書」及び「道路法第37条指定路線図」のとおり
- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
- 3 占用を制限する理由
災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため
- 4 占用の制限の開始の期日
令和4年4月1日

指定路線一覧

	路線番号	制限する区域		備考	適用法令
		起点	終点		
1	江413号	東陽四丁目11番先	東陽四丁目7番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
2	深107号	富岡一丁目8番先	富岡一丁目12番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
3	江128号	亀戸一丁目43番先	亀戸二丁目1番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
4	江128号	亀戸二丁目2番先	亀戸二丁目7番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
5	江82号	大島三丁目28番先	大島六丁目1番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
6	江163号	大島三丁目26番先	大島三丁目27番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
7	江144号	越中島二丁目2番先	越中島二丁目1番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
8	江456号	辰巳二丁目9番先	辰巳二丁目8番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
9	江457号	辰巳二丁目1番先	辰巳二丁目9番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
10	江470号	辰巳二丁目1番先	辰巳二丁目6番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
11	江128号	亀戸一丁目1番先	亀戸一丁目6番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
12	江59号	東陽四丁目6番先	南砂二丁目7番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
13	江347号	東砂七丁目17番先	東砂七丁目16番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
14	深188号	東陽六丁目2番先	東陽六丁目3番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
15	江38号・江468号	東陽二丁目2番先	東陽四丁目1番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
16	江243号	亀戸一丁目12番先	亀戸一丁目20番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
17	江505号	新木場一丁目5番先	新木場一丁目5番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
18	江512号	新木場一丁目5番先	新木場一丁目17番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
19	江513号	新木場一丁目5番先	新木場一丁目6番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
20	江468号	東陽二丁目2番先	東陽二丁目3番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
21	江542号	東雲二丁目7番先	東雲二丁目7番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
22	江2号	毛利一丁目7番先	毛利一丁目19番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
23	江551号	新砂三丁目3番先	新砂三丁目4番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
24	江553号	新砂三丁目3番先	新砂三丁目4番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
25	江554号	新砂三丁目2番先	新砂三丁目3番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
26	江554号	新砂三丁目3番先	新砂三丁目3番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
27	江554号	新砂三丁目9番先	新砂三丁目3番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
28	江536号	亀戸九丁目8番先	亀戸九丁目14番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
29	江138号	亀戸九丁目14番先	亀戸九丁目12番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
30	江510号	亀戸九丁目16番先	亀戸九丁目12番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
31	江537号	亀戸九丁目13番先	亀戸九丁目12番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
32	江538号	亀戸九丁目9番先	亀戸九丁目10番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
33	江533号	大島九丁目4番先	大島九丁目8番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
34	江95号	大島九丁目6番先	大島九丁目5番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
35	江388号	大島九丁目2番先	大島九丁目9番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
36	江92号	大島九丁目2番先	大島九丁目1番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
37	江535号	大島九丁目7番先	大島九丁目6番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
38	江534号	大島九丁目5番先	大島九丁目4番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号
39	江128号	大島九丁目1番先	大島九丁目10番先	単独地中化路線	道路法第37条1項3号

◎江東区告示第 88 号

令和 4 年 3 月 15 日、江東区議会の議決を経た、
令和 3 年度補正予算を地方自治法（昭和 22 年法
律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 9 号）
- 2 令和 3 年度江東区国民健康保険会計補正予算
（第 1 号）
- 3 令和 3 年度江東区介護保険会計補正予算（第
1 号）
- 4 令和 3 年度江東区後期高齢者医療会計補正予
算（第 1 号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第9号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,089,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241,874,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（特別区債の補正）

第4条 特別区債の変更は、「第4表特別区債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	特 別 区 税	54,004,036	2,052,606	56,056,642
	1 特 別 区 民 税	50,246,462	1,755,311	52,001,773
	2 軽 自 動 車 税	201,232	5,595	206,827
	3 特 別 区 た ば こ 税	3,526,762	295,038	3,821,800
	4 入 湯 税	29,580	△ 3,338	26,242
2	地 方 譲 与 税	696,000	△ 16,999	679,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	171,000	△ 17,000	154,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	0	1	1
3	特 別 区 交 付 金	54,389,832	6,750,845	61,140,677
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	54,389,832	6,750,845	61,140,677
5	配 当 割 交 付 金	726,000	14,000	740,000
	1 配 当 割 交 付 金	726,000	14,000	740,000
7	地 方 消 費 税 交 付 金	12,701,000	339,000	13,040,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	12,701,000	339,000	13,040,000
12	分 担 金 及 び 負 担 金	3,715,404	△ 198,830	3,516,574
	1 負 担 金	3,715,404	△ 198,830	3,516,574
13	使 用 料 及 び 手 数 料	2,686,120	△ 38,749	2,647,371
	1 使 用 料	1,876,912	5,897	1,882,809
	2 手 数 料	809,208	△ 44,646	764,562
14	国 庫 支 出 金	60,586,309	1,465,490	62,051,799
	1 国 庫 負 担 金	39,506,655	△ 1,370,863	38,135,792
	2 国 庫 補 助 金	21,062,623	2,838,149	23,900,772
	3 国 庫 委 託 金	17,031	△ 1,796	15,235

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	都 支 出 金	19,579,817	△ 1,208,884	18,370,933
	1 都 負 担 金	9,435,273	△ 291,281	9,143,992
	2 都 補 助 金	8,307,827	△ 781,150	7,526,677
	3 都 委 託 金	1,836,717	△ 136,453	1,700,264
16	財 産 収 入	327,560	12,267	339,827
	1 財 産 運 用 収 入	327,543	9,331	336,874
	2 財 産 売 払 収 入	17	2,936	2,953
17	寄 付 金	1,370	33,249	34,619
	1 寄 付 金	1,370	33,249	34,619
18	繰 入 金	25,479,637	△14,498,947	10,980,690
	1 基 金 繰 入 金	25,479,637	△14,498,947	10,980,690
20	諸 収 入	2,906,271	44,952	2,951,223
	2 預 金 利 子	122	△ 43	79
	3 貸 付 金 元 利 収 入	475,552	△ 2,000	473,552
	4 受 託 事 業 収 入	292,113	△ 32,647	259,466
	6 雑 入	1,809,127	79,642	1,888,769
21	特 別 区 債	1,919,000	161,000	2,080,000
	1 特 別 区 債	1,919,000	161,000	2,080,000
	歳 入 合 計	246,963,000	△ 5,089,000	241,874,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議 会 費	920,809	△ 40,705	880,104
	1 議 会 費	920,809	△ 40,705	880,104
2	総 務 費	26,086,065	5,047,105	31,133,170
	1 総 務 管 理 費	16,537,070	6,061,505	22,598,575
	2 徴 税 費	1,283,066	△ 146,305	1,136,761
	3 戸籍及び住民基本台帳費	1,883,163	△ 318,441	1,564,722
	4 選 挙 費	471,368	△ 95,550	375,818
	5 統 計 調 査 費	103,202	△ 36,610	66,592
	6 地 域 振 興 費	5,686,807	△ 379,419	5,307,388
	7 監 査 委 員 費	121,389	△ 38,075	83,314
3	民 生 費	122,270,217	△ 5,732,686	116,537,531
	1 社 会 福 祉 費	29,437,550	△ 407,772	29,029,778
	2 高 齢 者 福 祉 費	5,521,803	△ 334,198	5,187,605
	3 児 童 福 祉 費	65,469,009	△ 3,944,886	61,524,123
	4 生 活 保 護 費	21,841,855	△ 1,045,830	20,796,025
4	衛 生 費	26,092,780	△ 401,580	25,691,200
	1 衛 生 管 理 費	3,751,365	△ 148,244	3,603,121
	2 環 境 衛 生 費	498,572	△ 29,617	468,955
	3 公 衆 衛 生 費	14,333,062	△ 108,974	14,224,088
	4 清 掃 費	7,509,781	△ 114,745	7,395,036
5	産 業 経 済 費	3,830,145	△ 416,690	3,413,455
	1 商 工 費	3,830,145	△ 416,690	3,413,455

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	土 木 費	12,926,328	△ 1,754,997	11,171,331
	1 土 木 管 理 費	1,278,406	△ 101,400	1,177,006
	2 道 路 橋 梁 費	4,470,037	△ 495,407	3,974,630
	3 河 川 費	825,712	△ 101,364	724,348
	4 公 園 費	2,848,779	△ 207,301	2,641,478
	5 都 市 整 備 費	3,503,394	△ 849,525	2,653,869
7	教 育 費	37,223,890	△ 2,173,799	35,050,091
	1 教 育 総 務 費	13,369,386	△ 918,089	12,451,297
	2 小 学 校 費	12,484,921	△ 724,383	11,760,538
	3 中 学 校 費	7,454,037	△ 271,246	7,182,791
	5 幼 稚 園 費	1,704,786	△ 101,908	1,602,878
	6 社 会 教 育 費	2,170,635	△ 158,173	2,012,462
8	公 債 費	3,324,813	△ 17,391	3,307,422
	1 公 債 費	3,324,813	△ 17,391	3,307,422
9	諸 支 出 金	13,987,953	401,743	14,389,696
	2 特 別 会 計 繰 出 金	12,244,581	△ 505,678	11,738,903
	3 諸 費	1,743,371	907,421	2,650,792
	歳 出 合 計	246,963,000	△ 5,089,000	241,874,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2	総務費		16,638
	1 総務管理費	電子計算事務	16,638
3	民生費		50,030
	3 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金事業	50,030
	合	計	66,668

第 3 表 債務負担行為補正
追加

事項名	期間	限度額
		千円
認知症高齢者グループホーム整備事業 ((仮称) グループホームきらら亀戸)	令和 4 年度	110,838
認知症高齢者グループホーム整備事業 ((仮称) グループホーム扇苑)	令和 4 年度	137,214

変更

事 項 名	区 分	期 間	限 度 額
猿江一丁目アパート改築事業 (公有財産購入)	補正前	令和4年度 ～ 令和6年度	千円 1,420,843
	補正後		1,912,153
大島五丁目住宅改築事業 (公有財産購入)	補正前	令和4年度 ～ 令和6年度	2,009,177
	補正後		2,306,001

第4表 特別債補正
変更

起債目的	区 分	起 限 度 債 額	起債の方法	利 率	償還方法
児童向け複合 施設整備事業	補正前	千円 1,412,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、区財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
	補正後	1,305,000			
義務教育施設 整備事業	補正前	507,000			
	補正後	775,000			

令和 3 年度江東区国民健康保険会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度江東区国民健康保険会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 467,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,611,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	10,991,594	△ 948,844	10,042,750
	1 国民健康保険料	10,991,594	△ 948,844	10,042,750
4	国庫支出金	1	138,004	138,005
	1 国庫補助金	1	138,004	138,005
5	都支出金	32,069,898	359,549	32,429,447
	1 都補助金	32,069,897	359,549	32,429,446
6	繰入金	4,052,338	△ 34,308	4,018,030
	1 一般会計繰入金	4,052,338	△ 34,308	4,018,030
7	繰越金	1,000,000	845,020	1,845,020
	1 繰越金	1,000,000	845,020	1,845,020
8	諸収入	30,163	107,579	137,742
	2 預金利子	10	20	30
	3 雑収入	30,149	107,559	137,708
	歳入合計	48,144,000	467,000	48,611,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	779,274	△ 70,099	709,175
	1 総 務 管 理 費	677,517	△ 55,223	622,294
	2 徴 収 費	101,757	△ 14,876	86,881
2	保 険 給 付 費	32,045,931	220,696	32,266,627
	1 療 養 諸 費	27,640,578	273,242	27,913,820
	2 高 額 療 養 費	4,133,466	△ 23,240	4,110,226
	4 出 産 育 児 諸 費	178,145	△ 27,720	150,425
	5 葬 祭 費	49,000	△ 6,300	42,700
	6 結核・精神医療給付金	40,242	2,714	42,956
	7 傷 病 手 当 金	3,000	2,000	5,000
6	保 健 事 業 費	482,332	△ 56,162	426,170
	1 特定健康診査等事業費	441,939	△ 39,286	402,653
	2 保 健 事 業 費	40,393	△ 16,876	23,517
8	諸 支 出 金	172,709	372,565	545,274
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	172,709	372,565	545,274
	歳 出 合 計	48,144,000	467,000	48,611,000

令和3年度江東区介護保険会計補正予算（第1号）

令和3年度江東区介護保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ714,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,846,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保 險 料	7,309,717	478,604	7,788,321
	1 介 護 保 險 料	7,309,717	478,604	7,788,321
3	国 庫 支 出 金	8,063,105	△ 427,749	7,635,356
	1 国 庫 負 担 金	6,204,206	△ 180,706	6,023,500
	2 国 庫 補 助 金	1,858,899	△ 247,043	1,611,856
4	支 払 基 金 交 付 金	9,623,505	△ 311,389	9,312,116
	1 支 払 基 金 交 付 金	9,623,505	△ 311,389	9,312,116
5	都 支 出 金	5,305,928	△ 171,646	5,134,282
	1 都 負 担 金	5,010,086	△ 155,338	4,854,748
	2 都 補 助 金	295,841	△ 16,308	279,533
6	財 産 収 入	28	6	34
	1 財 産 運 用 収 入	28	6	34
7	繰 入 金	6,944,817	△ 839,344	6,105,473
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,846,294	△ 140,821	5,705,473
	2 基 金 繰 入 金	1,098,523	△ 698,523	400,000
8	繰 越 金	300,000	557,517	857,517
	1 繰 越 金	300,000	557,517	857,517
9	諸 収 入	12,899	1	12,900
	2 預 金 利 子	29	1	30
	歳 入 合 計	37,560,000	△ 714,000	36,846,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	793,278	△ 51,261	742,017
	1 総 務 管 理 費	372,552	△ 24,261	348,291
	2 徴 収 費	58,242	△ 3,000	55,242
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	355,272	△ 24,000	331,272
2	保 険 給 付 費	34,505,523	△1,033,980	33,471,543
	1 介 護 サービス等諸費	32,388,620	△ 936,880	31,451,740
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	821,859	△ 58,100	763,759
	3 そ の 他 諸 費	33,868	1,000	34,868
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	182,400	△ 40,000	142,400
4	地 域 支 援 事 業 費	1,936,500	△ 128,300	1,808,200
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,115,382	△ 117,800	997,582
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	19,071	△ 6,500	12,571
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費	799,407	△ 4,000	795,407
5	基 金 積 立 金	1,028	492,441	493,469
	1 基 金 積 立 金	1,028	492,441	493,469
6	諸 支 出 金	223,670	7,100	230,770
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	223,670	7,100	230,770
	歳 出 合 計	37,560,000	△ 714,000	36,846,000

令和 3 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 156,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,484,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	4,686,832	△ 179,253	4,507,579
	1 後期高齢者医療保険料	4,686,832	△ 179,253	4,507,579
3	広域連合支出金	3,115	6,621	9,736
	1 広域連合補助金	3,115	6,621	9,736
4	繰 入 金	5,569,360	△ 323,000	5,246,360
	1 一般会計繰入金	5,569,360	△ 323,000	5,246,360
5	繰 越 金	50,000	128,334	178,334
	1 繰 越 金	50,000	128,334	178,334
6	諸 収 入	330,692	211,298	541,990
	2 償還金及び還付加算金	2,768	774	3,542
	3 預 金 利 子	9	2	11
	4 受託事業収入	325,991	△ 15,620	310,371
	5 雑 入	1,923	226,142	228,065
	歳入合計	10,640,000	△ 156,000	10,484,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	157,656	△ 23,688	133,968
	1 総 務 管 理 費	128,956	△ 23,688	105,268
3	広 域 連 合 納 付 金	9,873,123	△ 127,681	9,745,442
	1 広 域 連 合 分 賦 金	9,873,123	△ 127,681	9,745,442
4	保 健 事 業 費	332,125	△ 1,504	330,621
	1 保 健 事 業 費	332,125	△ 1,504	330,621
5	諸 支 出 金	17,096	△ 3,127	13,969
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	17,096	△ 3,127	13,969
	歳 出 合 計	10,640,000	△ 156,000	10,484,000

記

◎江東区告示第 9 2 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 22 日

江東区長 山崎孝明

記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 4 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和 4 年 3 月 22 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区三好四丁目 5 番 13 号の一部、5 番 4 号の一部、5 番 11 号の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
取消し 幅員 4.00m 延長 29.00m

◎江東区告示第 9 3 号

江東区立都市公園条例施行規則（昭和 52 年 6 月江東区規則第 24 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記の公園を一部休園する。

令和 4 年 3 月 24 日

江東区長 山崎孝明

1 一部休園する公園

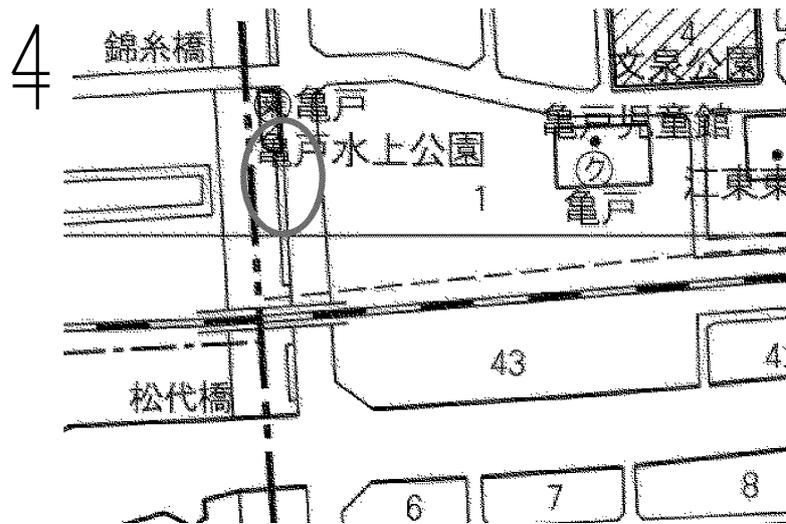
名称	位置
江東区立亀戸水上公園	江東区亀戸二丁目 1 番 3 号先

- 2 一部休園箇所 別図のとおり
- 3 一部休園期間 令和 4 年 3 月 28 日から工事完了まで
- 4 一部休園理由 東京都江東治水事務所による横十間川（総武線橋りょう付近）低水路整備工事に伴う施工ヤード設置のため

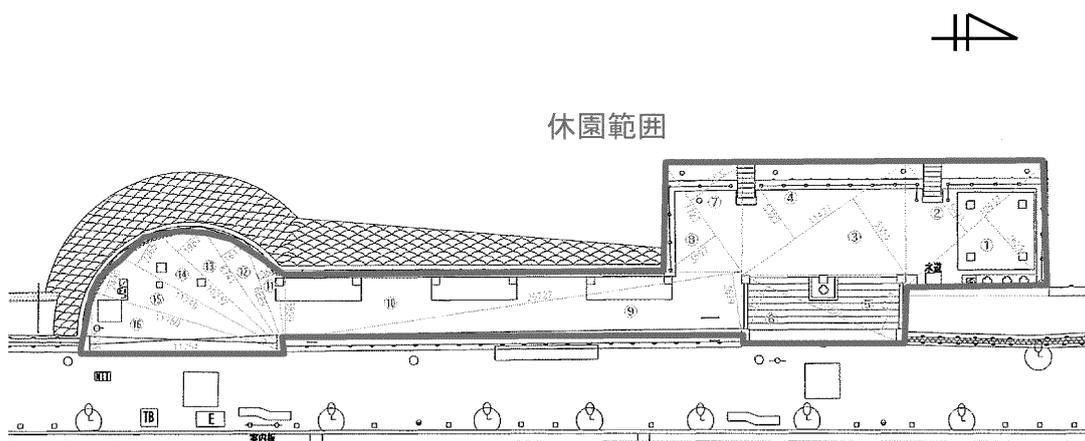
[別紙]

名 称	江東区立亀戸水上公園
位 置	江東区亀戸二丁目1番3号先
公園面積	455.21平方メートル
一部休園面積	347.34平方メートル

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第 9 5 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号)第 1 5 条の 2 の規定による撤去等に要した費用の徴収については、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 委託の相手方
東京都中央区新富一丁目 8 番 8 号
シンテイ警備株式会社
代表取締役 得能 芳明
- 2 委託の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託の内容
自転車の撤去等に要した費用(手数料)の収納事務

◎江東区告示第 9 6 号

都市計画事業の図書の縦覧について

令和 4 年関東地方整備局告示第 7 5 号に係る東京都市計画道路事業の事業計画の変更について、国土交通省関東地方整備局長から都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定による図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により縦覧し、都市計画法施行規則(昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号)第 4 9 条の規定により、縦覧場所を次のように公告する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課
------	---

◎江東区告示第 9 7 号

令和 4 年 3 月 1 0 日付東京都告示第 2 8 8 号に係る東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課(庁舎 5 階)
------	---

◎江東区告示第 9 8 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号)第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車を利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第 1 0 3 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 4 0 5 4
- 2 事業所の名称及び所在地
居宅介護支援事業所カメラア
東京都江東区亀戸三丁目 3 6 番 5 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人カメラア会
東京都江東区亀戸三丁目 3 6 番 1 3 号
理事長 湖山 泰成
- 4 廃止年月日
令和 4 年 2 月 2 8 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 1 0 4 号

江東区駐車場条例(昭和 5 9 年 1 2 月江東区条例第 4 0 号)第 5 条の規定に基づく、江東区東陽二丁目駐車場の使用料の収納については、地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 3 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 委託の相手方
東京都江東区亀戸九丁目18番13号
ダイアパレス亀戸406号
株式会社アクト江東支店
取締役江東支店長 神谷 治男
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 委託の内容
江東区東陽二丁目駐車場の使用料(現金分)
の収納事務

◎江東区告示第105号

令和4年3月30日、江東区議会の議決を経た、令和4年度当初予算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月30日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和4年度江東区一般会計予算
- 2 令和4年度江東区国民健康保険会計予算
- 3 令和4年度江東区介護保険会計予算
- 4 令和4年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和 4 年度江東区一般会計予算

令和 4 年度江東区一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 228,421,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(特別区債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表特別区債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	特別区税	55,574,155
	1 特別区民税	51,526,785
	2 軽自動車税	224,961
	3 特別区たばこ税	3,787,849
	4 入湯税	34,560
2	地方譲与税	710,000
	1 地方揮発油譲与税	166,000
	2 自動車重量譲与税	489,000
	3 森林環境譲与税	55,000
3	特別区交付金	58,238,729
	1 特別区財政交付金	58,238,729
4	利子割交付金	128,000
	1 利子割交付金	128,000
5	配当割交付金	881,000
	1 配当割交付金	881,000
6	株式等譲渡所得割交付金	1,005,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,005,000
7	地方消費税交付金	12,259,000
	1 地方消費税交付金	12,259,000
8	ゴルフ場利用税交付金	21,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	21,000
9	環境性能割交付金	182,000
	1 環境性能割交付金	182,000
10	地方特例交付金	479,000
	1 地方特例交付金	479,000

款	項	金 額
		千円
11	交通安全対策特別交付金	45,000
	1 交通安全対策特別交付金	45,000
12	分担金及び負担金	3,818,291
	1 負担金	3,818,291
13	使用料及び手数料	2,950,332
	1 使用料	2,164,413
	2 手数料	785,919
14	国庫支出金	41,311,473
	1 国庫負担金	36,957,988
	2 国庫補助金	4,336,483
	3 国庫委託金	17,002
15	都支出金	19,793,627
	1 都負担金	10,097,984
	2 都補助金	7,693,026
	3 都委託金	2,002,617
16	財産収入	373,998
	1 財産運用収入	373,981
	2 財産売却収入	17
17	寄付金	1,310
	1 寄付金	1,310
18	繰入金	22,938,915
	1 基金繰入金	22,938,915
19	繰越金	3,600,000
	1 繰越金	3,600,000

款	項	金 額
		千円
20	諸 収 入	2,725,170
	1 延滞金加算金及び過料	30,031
	2 預 金 利 子	98
	3 貸 付 金 元 利 収 入	456,770
	4 受 託 事 業 収 入	309,982
	5 収 益 事 業 収 入	500,000
	6 雑 入	1,428,289
21	特 別 区 債	1,385,000
	1 特 別 区 債	1,385,000
	歳 入 合 計	228,421,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	議 会 費	892,922
	1 議 会 費	892,922
2	総 務 費	26,609,871
	1 総 務 管 理 費	15,903,480
	2 徴 税 費	1,282,300
	3 戸 籍 及 び 住 民 基 本 台 帳 費	1,610,264
	4 選 挙 費	363,957
	5 統 計 調 査 費	74,467
	6 地 域 振 興 費	7,257,751
	7 監 査 委 員 費	117,652
3	民 生 費	107,048,324
	1 社 会 福 祉 費	22,218,243
	2 高 齢 者 福 祉 費	6,316,645
	3 児 童 福 祉 費	57,462,470
	4 生 活 保 護 費	21,050,966
4	衛 生 費	22,715,114
	1 衛 生 管 理 費	3,834,136
	2 環 境 衛 生 費	488,992
	3 公 衆 衛 生 費	10,590,569
	4 清 掃 費	7,801,417
5	産 業 経 済 費	4,146,389
	1 商 工 費	4,146,389

款	項	金額
		千円
6	土木費	14,204,528
	1 土木管理費	1,264,731
	2 道路橋梁費	4,956,831
	3 河川費	1,121,847
	4 公園費	2,790,176
	5 都市整備費	4,070,943
7	教育費	36,749,968
	1 教育総務費	12,475,032
	2 小学校費	12,871,639
	3 中学校費	7,445,424
	4 校外施設費	39,344
	5 幼稚園費	1,711,618
	6 社会教育費	2,206,911
8	公債費	2,648,121
	1 公債費	2,648,121
9	諸支出金	13,105,763
	1 競馬組合分担金	1
	2 特別会計繰出金	13,025,762
	3 諸費	80,000
10	予備費	300,000
	1 予備費	300,000
	歳出合計	228,421,000

第 2 表 債務負担行為

事 項 名	期 間	限 度 額
江東区土地開発公社に対する債務保証	令和 4 年度 ～ 令和 1 6 年度	千円 江東区土地開 発公社が令和 4 年度～令和 6 年度に協調 融資団から借 入れる事業資 金に係る元金 及び利子相当 額
江東区土地開発公社からの用地取得費	令和 4 年度 ～ 令和 1 6 年度	江東区が江東 区土地開発公 社から取得す る用地費
塩浜福祉プラザ改修事業	令和 5 年度 ～ 令和 6 年度	2,945,910
江東ホーム改修事業	令和 5 年度	1,802,620
児童館管理運営事業 (大島児童館耐震改修基本設計費負担 金)	令和 5 年度	910
道路改修事業 (北砂五丁目)	令和 5 年度	140,230
道路改修事業 (木場一丁目)	令和 5 年度	51,619
清水橋改修事業 (上部工)	令和 5 年度	177,013
巽橋改修事業 (上部工)	令和 5 年度 ～ 令和 6 年度	109,067

事 項 名	期 間	限 度 額
河川維持管理事業 (仙台堀川取水ポンプ所改修工事)	令和5年度 ～ 令和6年度	千円 897,686
河川維持管理事業 (汐浜運河内部護岸補修工事費負担金)	令和5年度	29,015
仙台堀川公園整備事業 (水路造成工事)	令和5年度	302,604
第二大島小学校改築事業	令和5年度 ～ 令和6年度	3,151,146
小名木川小学校改築事業 (基本・実施設計委託)	令和5年度	223,100
中学校大規模改修事業 (深川第二中学校)	令和5年度	1,716,950

第 3 表 特別区債

起債目的	起債限度額	起債の方法	利 率	償還方法
江東ホーム 改修事業	千円 480,000	証券発行又は普通貸 借の方法により起債 する。証券発行の場 合において発行価格 が額面金額を下回る ときは、それぞれの 発行価格差減額を埋 めるために必要な金 額を限度額に加算し た金額を限度額とす る。	8.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債のとき から据置期 間を含めて 30年以内 に元利均等 その他の方 法により償 還する。た だし、区財 政の都合に より償還期 限を短縮 し、又は繰 上償還する ことができ る。
義務教育施設 整備事業	905,000			

令和4年度江東区国民健康保険会計予算

令和4年度江東区国民健康保険会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険料	11,023,217
	1 国民健康保険料	11,023,217
2	一部負担金	4
	1 一部負担金	4
3	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
4	国庫支出金	1
	1 国庫補助金	1
5	都支出金	32,236,061
	1 都補助金	32,236,060
	2 財政安定化基金交付金	1
6	繰入金	4,502,458
	1 一般会計繰入金	4,502,458
7	繰越金	1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
8	諸収入	38,257
	1 延滞金加算金及び過料	4
	2 預金利息	15
	3 雑収入	38,238
9	特別区債	1
	1 財政安定化基金貸付金	1
	歳入合計	48,800,000

歳出

款	項	金額
		千円
1	総務費	732,348
	1 総務管理費	633,769
	2 徴収費	98,579
2	保険給付費	32,243,451
	1 療養諸費	27,768,978
	2 高額療養費	4,208,279
	3 移送費	1,500
	4 出産育児諸費	169,745
	5 葬祭費	47,600
	6 結核・精神医療給付金	43,749
	7 傷病手当金	3,600
3	国民健康保険事業費納付金	14,993,733
	1 医療給付費分	10,677,943
	2 後期高齢者支援金等分	2,989,961
	3 介護納付金分	1,325,829
4	財政安定化基金拠出金	1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5	共同事業拠出金	10
	1 共同事業拠出金	10
6	保健事業費	472,023
	1 特定健康診査等事業費	433,007
	2 保健事業費	39,016
7	公債費	1
	1 財政安定化基金償還金	1

款	項	金 額
		千円
8	諸 支 出 金	158,433
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	158,433
9	予 備 費	200,000
	1 予 備 費	200,000
	歳 出 合 計	48,800,000

令和4年度江東区介護保険会計予算

令和4年度江東区介護保険会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,761,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	保 險 料	7,873,066
	1 介 護 保 險 料	7,873,066
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
3	国 庫 支 出 金	8,177,357
	1 国 庫 負 担 金	6,423,896
	2 国 庫 補 助 金	1,753,461
4	支 払 基 金 交 付 金	9,931,961
	1 支 払 基 金 交 付 金	9,931,961
5	都 支 出 金	5,476,653
	1 都 負 担 金	5,183,141
	2 都 補 助 金	293,511
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
6	財 産 収 入	794
	1 財 産 運 用 収 入	794
7	繰 入 金	6,991,539
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,092,025
	2 基 金 繰 入 金	899,514
8	繰 越 金	300,000
	1 繰 越 金	300,000
9	諸 収 入	9,629
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	27
	3 雑 入	9,599
	歳 入 合 計	38,761,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	821,376
	1 総 務 管 理 費	399,509
	2 徴 収 費	54,611
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	359,793
	4 趣 旨 普 及 費	7,463
2	保 険 給 付 費	35,713,974
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	33,611,466
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	775,942
	3 そ の 他 諸 費	38,390
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,105,776
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	182,400
3	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4	地 域 支 援 事 業 費	1,900,777
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,050,877
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	17,740
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費	829,703
	4 そ の 他 諸 費	2,457
5	基 金 積 立 金	1,794
	1 基 金 積 立 金	1,794
6	諸 支 出 金	223,078
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	223,078
7	予 備 費	100,000
	1 予 備 費	100,000
	歳 出 合 計	38,761,000

令和 4 年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和 4 年度江東区後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,335,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	4,951,877
	1 後期高齢者医療保険料	4,951,877
2	使用料及び手数料	1
	1 手 数 料	1
3	広域連合支出金	3,409
	1 広域連合補助金	3,409
4	繰 入 金	5,978,669
	1 一般会計繰入金	5,978,669
5	繰 越 金	50,000
	1 繰 越 金	50,000
6	諸 収 入	351,044
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	2,247
	3 預 金 利 子	10
	4 受託事業収入	346,132
	5 雑 入	2,654
	歳入合計	11,335,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	221,618
	1 総 務 管 理 費	192,673
	2 徴 収 費	28,945
2	保 険 給 付 費	217,000
	1 葬 祭 費	217,000
3	広 域 連 合 納 付 金	10,475,666
	1 広 域 連 合 分 賦 金	10,475,666
4	保 健 事 業 費	355,317
	1 保 健 事 業 費	355,317
5	諸 支 出 金	15,399
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	15,399
6	予 備 費	50,000
	1 予 備 費	50,000
	歳 出 合 計	11,335,000

◎江東区告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和4年3月31日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

江東区長 山 崎 孝 明

記

整理番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江495号	江東区北砂六丁目4 01番4内から 江東区北砂六丁目6 25番2内まで	なし

の収納事務

◎江東区告示第115号

江東区男女共同参画推進センターにおける下記の公金の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき下記のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年3月31日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都港区芝五丁目33番1号
森永プラザビル
パーソルテンプスタッフ株式会社第二BPO事業本部
本部長 藤原 理絵
- 2 契約年月日 令和4年4月1日
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 委託の内容 (1) 江東区男女共同参画推進センター条例（平成2年12月江東区条例第30号）第7条第1項に規定する江東区男女共同参画推進センターの使用料の収納事務委託
(2) 江東区男女共同参画推進センターにおいて開催する講座に要する材料費の売払代金の収納事務委託

◎江東区告示第117号

コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託の相手方 東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦
- 2 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 委託の内容 証明書の交付に係る手数料

◎江東区告示第118号

江東区清掃リサイクル条例（平成11年12月江東区条例第34号）第32条第1項及び江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成12年3月江東区規則第44号）第14条の規定に基づき、令和4年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり公表する。

令和4年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙〕

令和 4 年度江東区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

江東区（以下「区」という。）全域

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

(1) 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理量 213,050 t

区分	種別	処理量
家庭廃棄物	燃やすごみ	63,416 t
	燃やさないごみ	2,078 t
	資源物	28,132 t
	管路ごみ	85 t
	粗大ごみ	3,465 t
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	109,585 t
	燃やさないごみ	2,118 t
	資源物	2,721 t
	管路ごみ	1,450 t

(2) し尿、浄化槽汚泥等 2,535k1

区分	処理量
家庭し尿	17k1
事業系し尿	1,359k1
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのピルピット汚泥	1,159k1

(3) 動物死体 829 頭

3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

- (1) 区民・事業者・区の情報共有と連携の強化
 - ・区民・事業者への情報発信と自主的な取り組みの促進
 - ・環境学習の推進や情報発信、交流・こどもに対する環境教育
 - ・区の率先行動
- (2) リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進
 - ・区民・事業者による取り組みの促進
 - ・発生抑制をより効果的に推進するための施策
- (3) 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進
 - ・区民・事業者による取り組みの促進
 - ・安定したリサイクルシステムの推進
- (4) 安全・安心なごみの適正処理
 - ・事業用大規模建築物の所有者等への対策
 - ・安全なごみ・資源の収集・回収
 - ・東京都・清掃一組・他区との連携

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分及び一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別紙のとおり

5 計画の進行管理

江東区一般廃棄物処理基本計画に基づき、次に掲げる指標により、施策の執行状況や達成状況などの進行管理を行う。なお、各指標については、別に公表する。

【基本指標】

- 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量
- 区民1人当たり1日の区収集ごみ量
- 資源化率

○大規模建築物事業者の再利用率

【モニター指標】

○最終処分量

○温室効果ガス削減効果

○区民 1 人あたりの費用

○資源・ごみ 1 t あたりの費用

【取組指標】

○集団回収参加団体数等

6 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に江東区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

（理由）

現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されており、一般廃棄物収集運搬業者の濫立により需給の均衡が崩れ、衛生や環境の悪化を招き、ひいては住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことが懸念されるため。

別 紙

(1)家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、容器包装以外のプラスチック、ゴム、革製品等焼却に適したごみ)	区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する。	1 燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、清掃リサイクル条例(以下「条例」という。)第2条第2項第5号に規定する資源・ごみ集積所(以下「集積所」という。)へ、それぞれの収集日の朝8時まで、清掃リサイクル条例施行規則(以下「規則」という。)第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、持ち出すこと。 燃やさないごみは、水銀を含む製品・発火性の燃やさないごみ・その他の燃やさないごみ、の3種類に分別して排出すること。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	燃やさないごみ (金属、ガラス、陶磁器等焼却不適ごみ)	区が原則として2週間に1回収集する。		民間施設に搬入し、資源化処理をする。	
	資源物 (再生利用を目的として分別して回収する古紙、びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、発泡スチロール、蛍光管、電池類、水銀体温計等、小型家電及び古着・古布等をいう。)	区が原則として週1回回収する。 集団回収は、実践団体と契約をした回収業者が回収する。 小型家電及び古着・古布については、区が定期的回収する。 蛍光管、電池類及び水銀体温計等については水銀を含む製品として、区が燃やさないごみの日に回収する。 スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は発火性の燃やさないごみとして、区が燃やさないごみの日に回収する。		回収物を資源化施設まで運搬した後、再生資源として、売却等を行う。 古着・古布については、選別後再利用する。	2 資源物については、次のように排出すること。 (1) 古紙は、新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールの種類ごとにひも等で束ねること。 (2) びん及びびんは、キャップをはずし、軽く洗浄してから、集積所に用意する回収用コンテナへ排出すること。 (3) ペットボトルは、キャップとラベルをはずし、軽く洗浄及び簡易な圧縮をした上で、集積所に用意する回収用コンテナ若しくはネット(以下「コンテナ等」という。)へ排出すること。 (4) 容器包装プラスチックは、汚れを落とした上で、規則第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、排出すること。 (5) 発泡スチロール(発泡トレイを含む。)は、汚れを落とした上で集積所に用意する回収用コンテナ等へ排出すること。コンテナ等へ入れることが困難な場合は、区の指示によること。 (6) 電池類は絶縁した上で、燃やさないごみの日に水銀を含む製品として排出すること。 (7) 蛍光管、水銀体温計等は購入時の箱に入れ、燃やさないごみの日に水銀を含む製品として排出すること。 (8) スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は中身を使い切った上で、燃やさないごみの日に発火性の燃やさないごみとして排出すること。 (9) 小型家電は、区が設置した拠点の回収ボックスに排出すること。(回収に出せない場合は、燃やさないごみとして排出すること。) (10) 古着・古布は、透明・半透明のビニール袋にまとめて入れ、口を結んで指定された場所へ排出すること。(回収に出せない場合は、燃やすごみとして排出すること。) (11) 集団回収は、登録団体と回収業者の間で予め定められた排出場所へ排出する。
管路ごみ (大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、及び特に重いものを除く管路収集の対象となるごみ)	東京二十三区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。	輸送用バイブラインによる。	中間処理した後、埋立処分する。	管路ごみは、管路収集に適さないごみと区別し、予め設置した利用者設備へ投入すること。 管路収集に適さないごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ等に分別して排出すること。	

家庭廃棄物	粗大ごみ (30cm角以上のごみ)	区民の申告に基づき、区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中継所で、分別した小型家電は、資源化处理をする。それ以外は、中間処理した後、埋立処分する。	予め定められた日に収集するので、粗大ごみ受付センター(千代田区鍛冶町2-2)に申告し、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。ただし、転居廃棄物(引越荷物運送業者が転居者からの委任を受け、所定の場所まで運搬したものを除く。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	燃やすごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車及び輸送用パイプラインによる。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(古紙に限る)等、前述の家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長が指定する処理施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみに分別するなど区及び当該施設の指示によること。 資源物(古紙)は、新聞、雑誌・雑がみ、ダンボールの種類ごとにひも等で束ねること。 また、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
事業系一般廃棄物	燃やさないごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として2週間に1回収集する。			
	資源物 (古紙)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週1回回収する。		事業者が自らの責任で処分するもののほかは、再生利用が可能な資源として、売却等により処分する。	
	管路ごみ	東京二十三区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。		事業者が自らの責任で処分するもののほかは、原則として、中間処理した後、埋立処分する。	管路ごみは、管路収集に適さないごみと分別し、予め設置した利用者設備へ投入すること。 管路収集に適さないごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ等に分別して排出すること。
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(*1)	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。	自動車による。	原則として、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(管路ごみ収集区域においては管路ごみ及び管路収集に適さないごみ)に分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。	

*1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満のものをいう。

(2)し尿、浄化槽汚泥等

区分	収集方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥を除く。)	区が江戸川区に委託し、江戸川区が原則として隔週で収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。
事業活動に伴って生じたし尿	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	民間処理施設において処理する。	3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥		民間処理施設において処理するもののほか、東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	

(3)動物死体

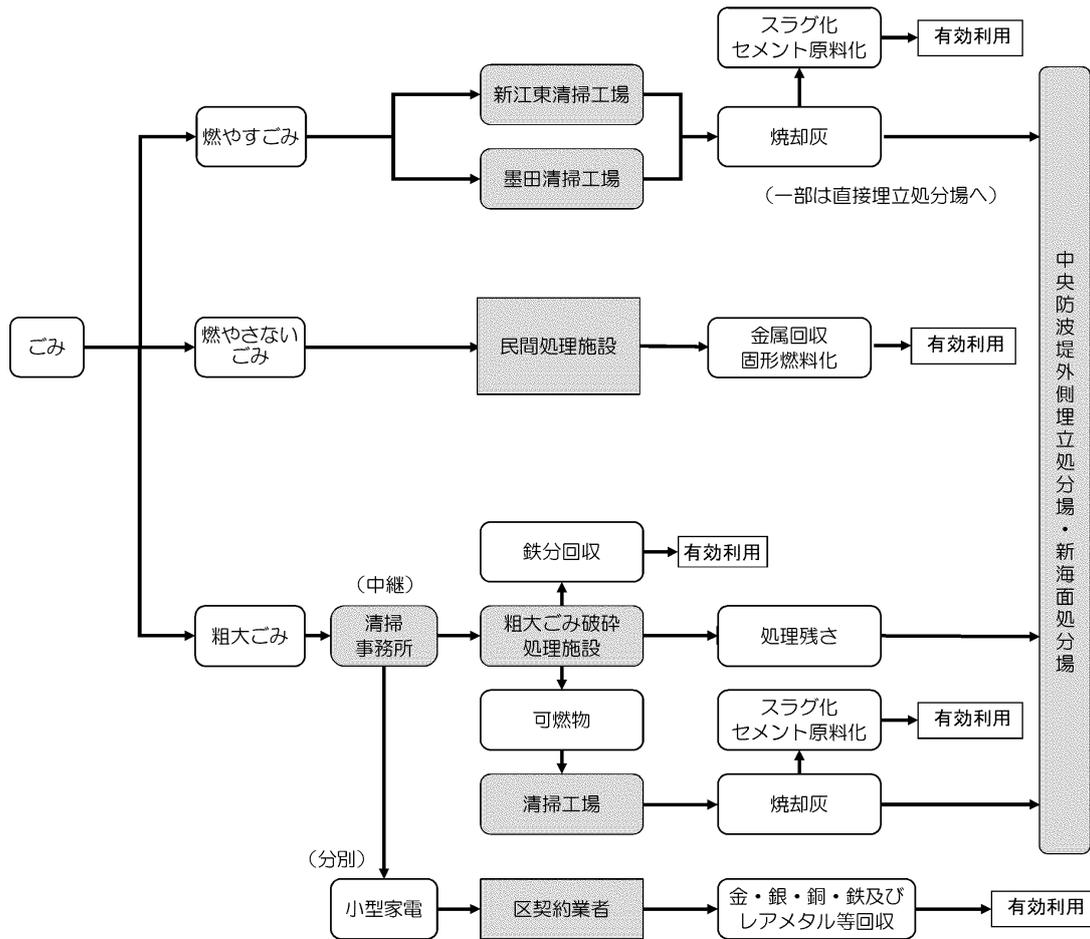
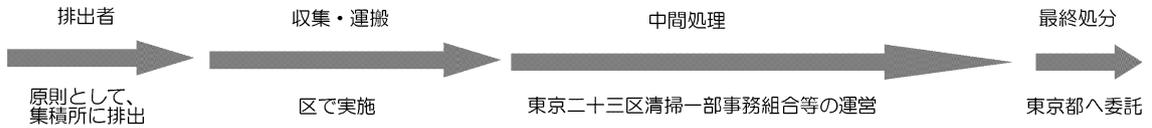
区分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、申告により区が収集する。 また、東京都から委託されたものは、区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分する。	1 区に収集を依頼する場合は、規則第19条に定める動物死体届出書により、申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区の指示によること。

(4)区が収集しない一般廃棄物

区分	例示	処理方法にかかる区長の指示
有害性のある物	ガスボンベ類、石油(ガソリン、軽油、灯油、シンナー等)類、塗料、薬品類、	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。
危険性のある物	バッテリー、火薬類、消火器、在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、ペット等のふん尿等	消火器は、消火器リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 在宅医療等に伴って生じる注射針等については、医療機関、薬局等に引き取ってもらうなどして適正に処理すること。 ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土等を除去して、便所に流すこと。
引火性のある物		
著しく悪臭を発するもの		
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	エアコン、テレビ、電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)、ごみ焼却施設等から出されるばいじん、病院・診療所等から出される感染性廃棄物等	許可業者に委託して処理すること。
区が行う処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じるもの	廃ゴムタイヤ、金庫、ピアノ、單車、FRP船等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 單車は、二輪車リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 FRP船は、FRP船リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条4項に規定する特定家庭用機器	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式のものを)、電気冷蔵庫(電気冷凍庫を含む。)、電気洗濯機(衣類乾燥機を含む。)	製品を購入した小売店、又は買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者に引き取りを依頼すること。上記以外の場合には、自ら指定引取場所へ搬入するか、家電受付センター(千代田区鍛冶町2-2-2)へ申告し、リサイクル料金及び収集運搬を依頼した場合には収集運搬料金を負担すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づくもの	パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1kg以下のものを除く。)	排出する製品の製造事業者等に申込みをする。平成15年10月1日以降に製造されたものについては当該製品を購入した時に、それ以外の製品については廃棄する時に指示された方法により、リサイクル料金を負担すること。
使用済み自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づくもの	使用済み自動車	都道府県知事等の登録を受けた引取業者(取扱店等)に引き渡すこと。 平成16年度末までに購入した自動車の場合は、引取業者等の指示により、リサイクル料金を負担すること。

参考

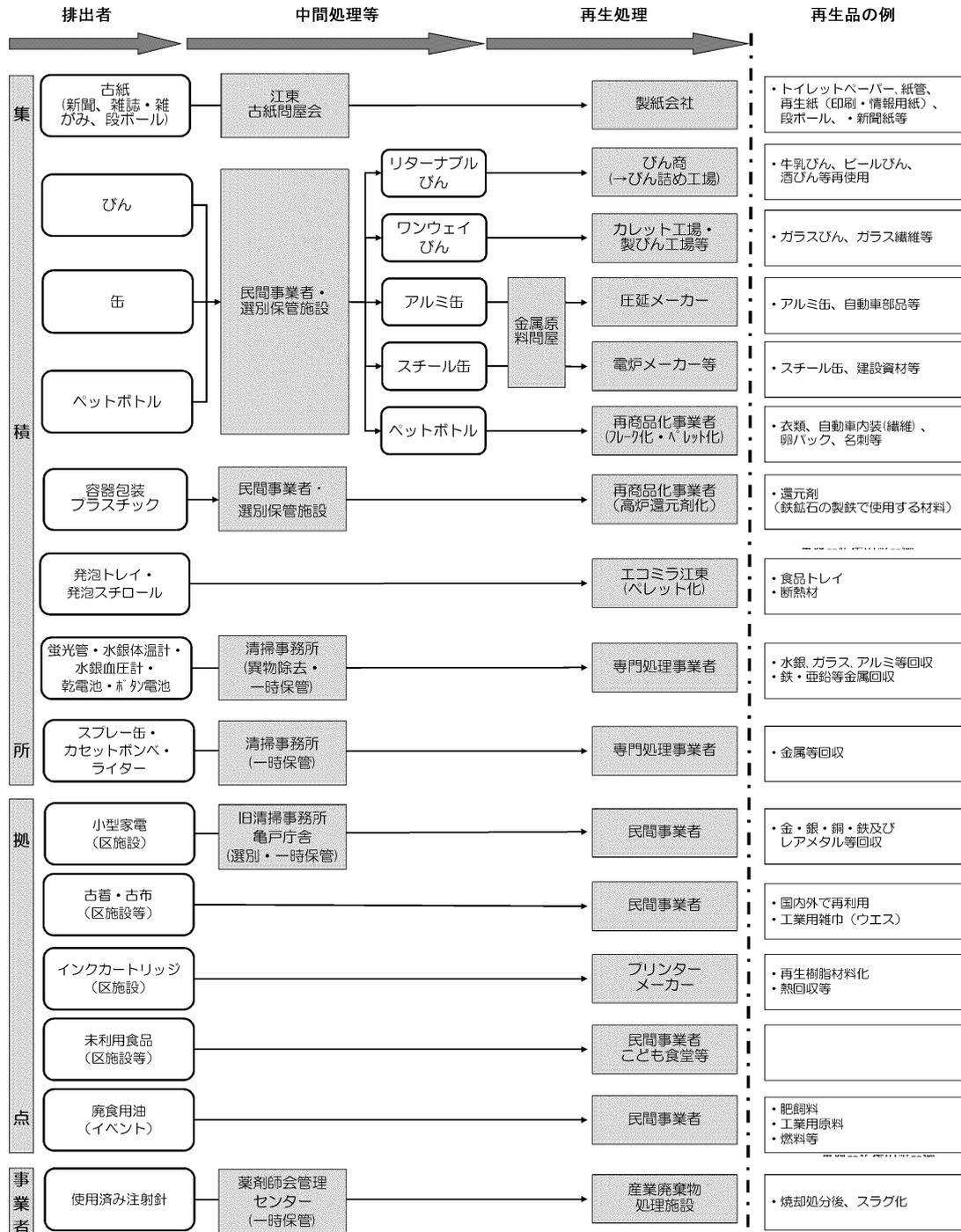
ごみ処理の流れ



*臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

参 考

資源の流れ



◎江東区告示第120号

江東区豊洲特別出張所の公金収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項、同令第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条及び介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、地方自治法施行令第158条第2項、同令第158条の2第6項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項の規定により告示する。

令和4年4月1日

江東区長 山崎孝明
記

- 1 契約の相手方 東京都千代田区大手町二丁目6番2号
株式会社パソナ
常務執行役員人材派遣・
BPO事業本部 松永
早苗
- 2 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 委託の内容 江東区豊洲特別出張所の飼犬の登録事務に係る手数料、有料ごみ処理券の販売代金、特別区民税、個人の都民税、軽自動車税、国民健康保険の保険料、後期高齢者医療の保険料及び介護保険の保険料の収納事務

◎江東区告示第121号

江東区介護保険料の収納事務について、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2の規定に基づき、下記のとおり委託したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

江東区長 山崎孝明
記

- 1 委託事業者
(1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

- 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
代表取締役社長 本間 洋
- (2) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
代表取締役社長 永松 文彦
- (3) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
代表取締役社長 竹増 貞信
- (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
代表取締役社長 細見 研介
- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
代表取締役社長 飯島 延浩
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地の1
代表取締役社長 藤本 明裕
- (7) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
代表取締役社長 目黒 俊治
- (8) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号
代表取締役社長 馬場 英一
- (9) LINE Pay株式会社
東京都品川区西品川一丁目1番1号
代表取締役社長CEO 前田 貴司
- (10) Pay Pay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎
- (11) ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
代表取締役 江田 敏彦

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区介護保険料の収納事務
②『モバイルレジクレジット』に係る江東区介護保険料の収納事務
③江東区介護保険料に係る収納事務の取りまとめ
- (2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区介護保険料の収納事務
- (3) 同上
- (4) 同上
- (5) 同上
- (6) 同上

- (7) 同上
 (8) MMK 設置店の表示のある加盟店舗における江東区介護保険料の収納事務
 (9) 『LINE Pay』による江東区介護保険料の収納事務
 (10) 『Pay Pay』による江東区介護保険料の収納事務
 (11) 『Pay Pay』に係る江東区介護保険料の収納事務
- 3 委託期間
 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

◎江東区告示第 1 2 2 号

江東区保育料の収納事務について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり委託したので、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 44 条第 1 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山崎 孝明
 記

- 1 委託事業者
- (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
 代表取締役社長 本間 洋
- (2) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
 東京都千代田区二番町 8 番地 8
 代表取締役社長 永松 文彦
- (3) 株式会社ローソン
 東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
 代表取締役社長 竹増 貞信
- (4) 株式会社ファミリーマート
 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
 代表取締役社長 細見 研介
- (5) 山崎製パン株式会社
 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
 代表取締役社長 飯島 延浩
- (6) ミニストップ株式会社
 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地の 1
 代表取締役社長 藤本 明裕
- (7) 株式会社ポプラ
 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
 代表取締役社長 目黒 俊治
- (8) 株式会社しんきん情報サービス
 東京都港区港南一丁目 8 番 27 号

代表取締役社長 馬場 英一

- 2 委託内容
- (1) ①『モバイルレジ』による江東区保育料の収納事務
 ②『モバイルレジクレジット』に係る江東区保育料の収納事務
- (2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区保育料の収納事務
- (3) 同上
 (4) 同上
 (5) 同上
 (6) 同上
 (7) 同上
 (8) MMK 設置店の表示のある加盟店舗における江東区保育料の収納事務
- 3 委託期間
 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

◎江東区告示第 1 2 3 号

江東区青少年交流プラザ使用料の収納に係る公金収納については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山崎 孝明
 記

- 1 委託の相手方 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
 茨城県つくば市大角豆 17 4 4
 理事長 沼尻 満男
- 2 委託期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 委託の内容 江東区青少年交流プラザ使用料の収納に係る使用料収納事務

◎江東区告示第 1 2 4 号

江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山崎 孝明
 記

- 1 委託の相手方 東京都江東区東陽四丁目11番3号
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団
事務局長 池田 良計
東京都江東区東陽四丁目5番18号
一般社団法人江東区観光協会
理事長 秋山 利裕
東京都江東区亀戸四丁目18番8号
亀戸いきいき事業協同組合
代表理事 塚本 光伸
- 2 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 委託の内容 江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務

◎江東区告示第125号

江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定に基づき、下記のとおり委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 委託事業者
- (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
代表取締役社長 本間 洋
- (2) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
代表取締役社長 永松 文彦
- (3) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
代表取締役社長 竹増 貞信
- (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
代表取締役社長 細見 研介
- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
代表取締役社長 飯島 延浩
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地の

- 1
代表取締役社長 藤本 明裕
- (7) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
代表取締役社長 目黒 俊治
- (8) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号
代表取締役社長 馬場 英一

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区後期高齢者医療保険料の収納事務
②『モバイルレジックレジット』に係る江東区後期高齢者医療保険料の収納事務
- (2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区後期高齢者医療保険料の収納事務
- (3) 同上
- (4) 同上
- (5) 同上
- (6) 同上
- (7) 同上
- (8) MMK設置店の表示のある加盟店舗における江東区後期高齢者医療保険料の収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎江東区告示第126号

江東区国民健康保険料の徴収事務について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2の規定に基づき、下記のとおり委託したので、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の2第1項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 委託事業者

- (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
代表取締役社長 本間 洋
- (2) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
代表取締役社長 永松 文彦
- (3) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
代表取締役社長 竹増 貞信
- (4) 株式会社ファミリーマート

- 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
代表取締役社長 細見 研介
- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
代表取締役社長 飯島 延浩
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地の
1
代表取締役社長 藤本 明裕
- (7) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6
6 5 番地の 1
代表取締役社長 目黒 俊治
- (8) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
代表取締役社長 馬場 英一
- (9) L I N E P a y 株式会社
東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
代表取締役社長 CEO 前田 貴司
- (10) P a y P a y 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
代表取締役社長執行役員 CEO 中山
一郎
- (11) ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号
代表取締役 江田 敏彦

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区国民健康
保険料の収納事務
②『モバイルレジクレジット』に係る江東
区国民健康保険料の収納事務
③江東区国民健康保険料に係る徴収事務の
取りまとめ
- (2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区国民
健康保険料の収納事務
- (3) 同上
- (4) 同上
- (5) 同上
- (6) 同上
- (7) 同上
- (8) MMK 設置店の表示のある加盟店舗におけ
る江東区国民健康保険料の収納事務
- (9) 『L I N E P a y』による国民健康保険料
の収納事務
- (10) 『P a y P a y』による江東区国民健康保
険料の収納事務
- (11) 『P a y P a y』に係る江東区国民健康保
険料の収納事務

- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日ま
で

◎江東区告示第 1 2 7 号

介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定により指定居
宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条
の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 7 1 1
- 2 事業所の名称及び所在地
株式会社仁済ケアプランセンター江東
東京都江東区大島六丁目 2 7 番 1 0 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社仁済
東京都品川区大井一丁目 4 9 番 1 2 号
代表取締役 依田 学
- 4 指定年月日
令和 4 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 1 2 8 号

予防接種法施行令 (昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号)
第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により、令和 4 年
度定期予防接種について下記のとおり公告する。

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 対象疾病
- (1) ジフテリア
- (2) 百日せき
- (3) 急性灰白髄炎
- (4) 麻しん
- (5) 風しん
- (6) 日本脳炎
- (7) 破傷風
- (8) 結核
- (9) H i b 感染症
- (10) 肺炎球菌感染症 (小児がかかるものに限
る。)
- (11) ヒトパピローマウイルス感染症
- (12) 水痘
- (13) B 型肝炎
- (14) 肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限
る。)

る。)

(15) ロタウイルス感染症

2 対象者の範囲

- (1) 江東区に居住する者で、予防接種施行令第1条第3項に定める定期予防接種の対象者のうち予防接種を希望するもの
- (2) 他区(江東区を除く22区)に居住する者で第1号に該当するもの

3 実施の時期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 場所

別紙に掲げる実施医療機関(江東区長の要請に応じて個別接種に協力する旨を承諾した医師に係る医療機関)

5 実施方法

公益社団法人江東区医師会に委託して個別接種を実施する。

6 接種不相当者及び接種要注意者

- (1) 接種を受けることが適当でない者(接種不相当者)
- 一 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- 二 明らかな発熱を呈している者
- 三 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- 四 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- 五 麻しん、風しん及び水痘に係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- 六 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドが認められる者
- 七 B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

八 ロタウイルス感染症に係る予防接種の対

象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了したものを除く。)及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者

九 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者

十 第2号から第6号まで及び第8号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 接種の判断を行うに際し、注意を要する者(接種要注意者)

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

キ 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

別紙 定期予防接種医療機関 (A 類疾病)

番号	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	実施する予防接種
1	古谷 雅秀	江東区清澄 3 丁目 4 番 1 1 号 2 階 ふるたに医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・ 水・麻風・日・2 混・3 混・ HPV 2・HPV 4
2	田中 円	江東区清澄 3 丁目 6 番 9 号 清澄内科	麻風・日・2 混
3	又井 一雄	江東区常盤 2 丁目 1 1 番 1 1 号 キヨス医院	水・日・2 混・3 混・麻・風
4	望月 俊男	江東区高橋 1 3 番 2 号 1 階 望月内科クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・ 水・麻風・日・2 混・3 混・ 麻・風・HPV 2・HPV 4
5	大関 泰磨	江東区森下 1 丁目 5 番 1 0 号 2 階 篠宮クリニック	水・麻風・日・2 混・麻・風
6	篠塚 成順	江東区森下 1 丁目 1 6 番 7 号 1 階 森下駅前クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・ 水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・HPV 2・HPV 4
7	星本 相浩	江東区森下 2 丁目 2 0 番 1 2 - 2 0 2 号 あおばクリニック	水・麻風・日・2 混・麻・風・ HPV 4
8	渡邊 修一郎	江東区森下 2 丁目 2 0 番 1 2 号 2 階 渡辺こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HP V 2・HPV 4
9	野木村 一郎	江東区森下 4 丁目 9 番 1 2 号 野木村医院	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・ 水・麻風・日・2 混・HPV 4
10	劉 瑞芹	江東区平野 2 丁目 1 1 号 5 号 2 階 平和記念医院	日・2 混・HPV 4
11	土屋 雅彰	江東区平野 3 丁目 2 番 1 3 号 1 階 ウェルネス木場公園クリニック	ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・ 麻風・日・2 混・ポ・3 混・ 麻・風・HPV 2・HPV 4
12	名越 廉	江東区三好 3 丁目 1 番 3 号 清澄白河こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・HPV 4
13	鈴木 正徳	江東区三好 3 丁目 8 番 4 号 東龍堂 鈴木医院	B・4 混・水・麻風・日・2 混・3 混・麻・風・HPV 4
14	松村 雅幸	江東区白河 3 丁目 4 番 3 - 2 0 5 号 清澄白河ファミリークリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・ 水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HPV 2・HP V 4
15	廣田 有俊	江東区深川 1 丁目 5 番 3 号 ひろた医院	日・2 混
16	日比野 正憲	江東区深川 2 丁目 1 4 番 1 1 号 深川安江クリニック	HPV 2・HPV 4
17	城田 和彦	江東区門前仲町 1 丁目 6 番 9 号 城田小児科医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HP V 2・HPV 4
18	松本 順子	江東区門前仲町 1 丁目 1 3 番 1 3 号 より子マタニティ&レディース門前仲 町	HPV 4

19	野崎 英樹	江東区門前仲町2丁目11番8号 野崎クリニック	HPV4
20	塩入 公保	江東区富岡1丁目22番28号 金櫻堂医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・ 水・麻風・日・HPV2・H PV4
21	岡野 周子	江東区古石場2丁目14番1-202号 おかの小児科	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V2・HPV4
22	吉田 眞弓	江東区古石場2丁目14番1-204号 吉田まゆみ内科	日・2混・HPV2・HPV 4
23	宮坂 隆	江東区塩浜1丁目4番3号 みやさか内科医院	麻風・日・2混
24	鈴木 宏彰	江東区塩浜2丁目7番3号 鈴木病院	水・麻風・日・2混
25	吉野 正晃	江東区豊洲2丁目2番1号4階 タムスファミリークリニック豊洲	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・HPV4
26	寺沢 公仁子	江東区豊洲2丁目5番3号1階 豊洲寺沢クリニック	水・麻風・日・2混・麻・風・ HPV4
27	塚田 佳子	江東区豊洲2丁目5番3号1階 けいこ豊洲こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V2・HPV4
28	神津 隆弘	江東区豊洲3丁目2番3号1階 神津クリニック	日
29	西山 寿子	江東区豊洲3丁目2番20号2階 大手町さくらクリニック in 豊洲	日・HPV4
30	金澤 信彦	江東区豊洲4丁目2番2号2階 とよす内科クリニック	日・2混・HPV4
31	稲田 香里	江東区豊洲4丁目7番1号 豊洲医院	日・HPV2・HPV4
32	竹内 敏雄	江東区豊洲4丁目9番13号 たけうちこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V4
33	土屋 裕	江東区豊洲4丁目10番18号1階 豊洲はるそらファミリークリニック	ヒブ・小肺・4混・麻風・日・ 2混・ポ・3混・麻・風・H PV2・HPV4
34	笠間 毅	江東区豊洲5丁目1番38号 昭和大学江東豊洲病院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V2・HPV4
35	澤井 まゆみ	江東区豊洲5丁目2番10号3階 澤井クリニック	日・2混
36	村上 典子	江東区豊洲5丁目5番25号1階 有明こどもクリニック豊洲院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V2・HPV4
37	染谷 朋之介	江東区豊洲5丁目6番29号 豊洲小児科醫院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・HPV2・H

			PV4
38	共田 光裕	江東区豊洲5丁目6番29号 1階 豊洲ベイサイド内科外科	日
39	伊従 秀章	江東区東雲1丁目9番10号2階 いよりこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V4
40	野末 富男	江東区東雲1丁目9番11-102号 のずえ小児科	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・HPV4
41	柏木 明	江東区東雲1丁目9番21号6街区1 階 かしわざクリニック	HPV2・HPV4
42	高砂 憲一	江東区東雲1丁目9番22号 たかすな内科胃腸内科クリニック	2混
43	本山 妙子	江東区東雲2丁目1番21号 池下レディースクリニック東雲	HPV4
44	鳴海 章人	江東区辰巳1丁目9番49-102号 辰巳中央診療所	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・ 水・麻風・日・2混・ポ・3 混・麻・風・HPV2・HP V4
45	小尾 直美	江東区潮見2丁目1番10号 オビ内科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・ 水・麻風・日・2混・ポ・3 混・麻・風・HPV2・HP V4
46	清水 貴徳	江東区潮見2丁目7番1号1階 潮見駅前内科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・ 水・麻風・日・2混・ポ・3 混・麻・風・HPV2・HP V4
47	中村 多一郎	江東区有明2丁目1番7号1階 有明みんなクリニック有明ガーデン院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V2・HPV4
48	吉川 裕之	江東区有明2丁目1番8号4階 ベビースマイルレディースクリニック 有明	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・ 水・麻風・日・2混・HPV 4
49	最上 聡	江東区有明3丁目6番11号3階 東京ファッションタウンビルクリニッ ク	水・麻風・日・2混
50	熊谷 和浩	江東区青海2丁目3番23号 1階 フジテレビ湾岸スタジオビル診療所	HPV4
51	青木 久恭	江東区千石2丁目8番10号 青木医院	4混・水・麻風・日・2混・ ポ・3混・麻・風・HPV2・ HPV4
52	林 栄一	江東区千石2丁目10番6号 千石はやし内科クリニック	日・2混・HPV2・HPV 4
53	竹内 透	江東区扇橋2丁目1番3号 2階 竹内小児科医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V2・HPV4

54	小林 健嗣	江東区扇橋2丁目17番5号 小林内科クリニック	4混・麻風・日・2混・麻・風
55	軽部 裕也	江東区扇橋3丁目5番7号1階 城東クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
56	渡邊 弘恵	江東区猿江1丁目18番18号 さるえこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
57	石田 理華子	江東区住吉1丁目19番1-204号 ツインタワーすみとしクリニック	麻風・日・2混・HPV4
58	尻高 史啓	江東区住吉2丁目7番6号 すみよし婦人科クリニック	HPV4
59	本田 肇	江東区住吉2丁目11番1号 本田医院	ヒブ・小肺・4混・水・麻風・日・2混・3混・麻・風・HPV2・HPV4
60	松峯 寿美	江東区木場5丁目3番10号 東峯婦人クリニック	HPV2・HPV4
61	佐藤 香織	江東区木場6丁目11番3号 東峯産科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混
62	岡本 克郎	江東区東陽2丁目4番26号 クリニック東陽町	HPV2・HPV4
63	岡田 章佑	江東区東陽1丁目16番8号2階 大江戸江東クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風
64	赤塚 智香	東陽2丁目3番16号116 タウンセンタークリニック	HPV2・HPV4
65	光畑 裕正	江東区東陽2丁目4番26号3階 みつはたペインクリニック	HPV2・HPV4
66	佐藤 保子	江東区東陽2丁目4番29号 こどもクリニックさとう	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
67	服部 浩	江東区東陽3丁目1番7号 服部医院	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混HPV4
68	宮内 隆政	江東区東陽3丁目5番5号 第二服部医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
69	長井 誠	江東区東陽3丁目5番5号4階 木場小児科	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混麻・風・HPV2・HPV4
70	永田 拓也	江東区東陽3丁目18番4号 永田医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・HPV2・HPV4
71	佐々木 隼人	江東区東陽3丁目27番17号3階 東陽町駅前クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・HPV4

72	萬里小路 直樹	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 2 階 までのこうじクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V 2・HPV 4
73	杉本 宗彦	江東区東陽 3 丁目 2 7 番 3 2 号 6 階 杉本整形外科クリニック	HPV 4
74	本郷 真紀子	江東区東陽 4 丁目 5 番 1 5 号 3 階 さくらハートクリニック	日・2 混・HPV 2・HPV 4
75	張簡 珮怡	江東区東陽 4 丁目 8 番 2 1 号 3 階 東陽すずらんレディースクリニック	HPV 4
76	千葉 幸英	江東区東陽 4 丁目 1 0 番 8 号 6 階 東陽町はぐくみファミリークリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V 2・HPV 4
77	岡 史篤	江東区東陽 6 丁目 3 番 2 - 2 0 2 A 東京イースト 2 1 クリニック	B・小肺・4 混・水・麻風・ 日・2 混・ポ・3 混・麻・風・ HPV 2・HPV 4
78	荒木 正	江東区亀戸 2 丁目 2 6 番 8 号 1 階 亀戸内科クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・ 水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風
79	杉本 佳乃	江東区亀戸 2 丁目 4 2 番 5 号 2 階 亀戸キッズクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・HPV 4
80	蕨 謙吾	江東区亀戸 3 丁目 2 番 1 3 号 わらび内科ペインクリニック	日・2 混
81	寺田 武史	江東区亀戸 3 丁目 1 4 番 4 号 アクアメディカルクリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・水・ 麻風・日・2 混・3 混・麻・ 風
82	黒田 徹	江東区亀戸 3 丁目 4 6 番 2 号 天神通りクリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・ 水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HPV 2・HP V 4
83	河野 茂雄	江東区亀戸 4 丁目 1 7 番 8 号 河野外科	日・2 混・ポ・3 混・麻・風
84	丸本 百合子	江東区亀戸 4 丁目 1 8 番 4 号 5 階 百合レディースクリニック	HPV 4
85	兼松 徹	江東区亀戸 5 丁目 1 番 6 - 1 0 1 号 亀戸駅前クリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・水・ 麻風・日・2 混・3 混・麻・ HPV 2・HPV 4
86	吉田 松実	江東区亀戸 5 丁目 3 番 2 号 2 階 亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科	麻風・日・2 混
87	川嶋 一成	江東区亀戸 6 丁目 1 番 6 号 五の橋産婦人科	HPV 2・HPV 4
88	大塚 正弘	江東区亀戸 6 丁目 1 4 番 3 号 五の橋こどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HP V 2・HPV 4
89	川嶋 正成	江東区亀戸 6 丁目 2 6 番 5 号 8 階 五の橋レディースクリニック	HPV 4
90	金光 裕幸	江東区亀戸 6 丁目 5 7 番 2 0 号 2 階 亀戸水神森クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2

			混・HPV2・HPV4
91	毛利 一平	江東区亀戸7丁目10番1号 ひらの亀戸ひまわり診療所	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・ 水・麻風・日・2混・ポ・3 混・麻・風
92	豊島 孝道	江東区亀戸8丁目8番8号 豊島医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・ 水・麻風・日・2混・ポ・3 混・麻・風・HPV2・HP V4
93	竹川 広三	江東区亀戸9丁目34番1-136号 わかたけクリニック	麻風・日・2混・麻・風
94	峯 雅文	江東区大島1丁目1番5号2階 みね内科・消化器科	日・2混
95	山本 あつ子	江東区大島1丁目2番2-102号 エリゼこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V4
96	館野 香織	江東区大島1丁目29番4-101号 スマイルクリニック西大島	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・麻・風・HP V2・HPV4
97	小野 卓哉	江東区大島1丁目33番15号 小野内科診療所	麻風・日・2混・3混
98	林 国樹	江東区大島3丁目14番14号 林内科クリニック	ヒブ・4混・水・麻風・日・ 2混・ポ・3混・麻・風
99	小林 功	江東区大島4丁目1番6-105号 小林クリニック	水・麻風・日・2混・HPV 4
100	藤川 貴浩	江東区大島4丁目6番21-101号 藤川内科・呼吸器内科クリニック	日
101	郭 紫峰	江東区大島4丁目8番14号 大島医院	B・ヒブ・小肺・4混・水・ 麻風・日・2混
102	廣田 香織	江東区大島4丁目12番6号1階 かおり皮膚科クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV2・HPV4
103	松本 佐保姫	江東区大島5丁目7番5号4階 まつもとメディカルクリニック	HPV4
104	稲見 晃一	江東区大島5丁目8番1号 稲見内科医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・ 水・麻風・日・2混・ポ・3 混・麻・風・HPV2・HP V4
105	近藤 健司	江東区大島5丁目10番10号1階 大島駅前クリニック	2混・HPV2・HPV4
106	寺田 修久	江東区大島5丁目10番10-406 号 大島耳鼻咽喉科・アレルギー科	B・ヒブ・小肺・4混・水・ ポ
107	北川 浩史	江東区大島5丁目36番7号2階 びやじま内科医院・大島駅前	B・ヒブ・小肺・4混・水・ 麻風・日・2混・ポ・3混・ 麻・風・HPV2・HPV4
108	永岡 康志	江東区大島5丁目51番10-101 号 永岡クリニック	4混・水・麻風・日・2混・ HPV2・HPV4
109	齋藤 勇	江東区大島6丁目1番4-102号 こどもみらい大島クリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・水・麻風・日・2 混・ポ・3混・HPV2・H

			P V 4
110	梶原 一	江東区大島 6 丁目 8 番 5 号 江東病院	B C G ・ B ・ ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ ロタ ・ 水 ・ 麻風 ・ 2 混 ・ HPV 2 ・ HPV 4
111	梅田 祥克	江東区大島 7 丁目 1 番 1 8 号 1 階 ビーハッピークリニック	ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ HPV 4
112	吉田 美加	江東区大島 7 丁目 7 番 1 号 中の橋クリニック	水 ・ 麻風 ・ 麻 ・ 風
113	星 茂憲	江東区大島 7 丁目 3 6 番 4 号 星医院	麻風 ・ 日 ・ 2 混
114	諸富 夏子	江東区大島 7 丁目 3 8 番 1 5 号 あかねクリニック	ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ ポ ・ 3 混 ・ 麻 ・ 風 ・ HPV 2 ・ HPV 4
115	佐竹 健至	江東区大島 7 丁目 3 8 番 3 0 号 2 階 佐竹クリニック	ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ ポ ・ 3 混 ・ 麻 ・ 風
116	成高 信一	江東区大島 8 丁目 5 番 2 号 大島小児科医院	B C G ・ B ・ ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ ロタ ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ ポ ・ 3 混 ・ 麻 ・ 風 ・ HP V 4
117	山中 弘明	江東区大島 9 丁目 3 番 1 6 号 よし耳鼻咽喉科	水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ HPV 4
118	笠井 秀明	江東区大島 9 丁目 5 番 1 - 1 0 3 号 笠井小児クリニック	B C G ・ B ・ ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ ロタ ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ ポ ・ 3 混 ・ 麻 ・ 風 ・ HP V 2 ・ HPV 4
119	鄭 東姫	江東区大島 9 丁目 5 番 1 - 1 0 4 号 コアシティ東大島クリニック	日 ・ 2 混
120	佐久間 佳規	江東区北砂 1 丁目 5 番 2 0 号 岩井橋クリニック	麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ HPV 2 ・ HPV 4
121	猪口 雄二	江東区北砂 2 丁目 1 番 2 2 号 寿康会病院	B C G ・ B ・ ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ ロタ ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ ポ ・ 3 混 ・ 風 ・ HPV 2 ・ HPV 4
122	荒木 重人	江東区北砂 2 丁目 1 4 番 1 7 号 荒木医院	B ・ ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ ロタ ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ ポ ・ 3 混 ・ 麻 ・ 風
123	八十島 唯義	江東区北砂 2 丁目 1 7 番 1 号 3 階 アリオ北砂内科	水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ HPV 4
124	柳澤 明子	江東区北砂 5 丁目 1 4 番 3 号 柳沢ファミリークリニック	B ・ ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ ロタ ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ ポ ・ 3 混 ・ HPV 4
125	松元 明子	江東区北砂 5 丁目 1 6 番 1 号 北原診療所	B ・ ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ ロタ ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ ポ ・ 3 混 ・ 麻 ・ 風 ・ HPV 2 ・ HP V 4
126	舘 桂一郎	江東区北砂 5 丁目 2 0 番 8 号 たち内科小児科クリニック	B C G ・ B ・ ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ ロタ ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ ポ ・ HPV 4
127	白石 京子	江東区北砂 6 丁目 1 番 4 号 おおぞら太陽クリニック	B ・ ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ ロタ ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2 混 ・ ポ ・ 麻 ・ 風 ・ HPV 2 ・ HPV 4
128	正木 忠明	江東区北砂 7 丁目 1 番 2 5 号 正木医院	B C G ・ B ・ ヒブ ・ 小肺 ・ 4 混 ・ ロタ ・ 水 ・ 麻風 ・ 日 ・ 2

			混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
129	神原 礼文	江東区北砂7丁目3番17号 神原医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・HPV2・HPV4
130	井上 仁	江東区東砂2丁目5番7号2階 恵仁クリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・HPV2・HPV4
131	赤羽根 巖	江東区東砂2丁目11番27号 赤羽根医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV4
132	鎌上 雅夫	江東区東砂4丁目9番2号 鎌上医院	B・ヒブ・小肺・4混・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
133	宮武 俊秀	江東区東砂4丁目23番6号 みやたけクリニック	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
134	木股 仲恒	江東区東砂5丁目3番4号 葛西橋診療所	麻風・日・2混
135	永岡 喜久夫	江東区東砂6丁目7番5号 永岡医院	麻風・日・2混・3混
136	渡部 英一	江東区東砂7丁目19番13-102号 わたなべ内科胃腸科	日・2混
137	坂口 直哉	江東区東砂7丁目19番13号2階 なおやこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
138	丸山 隆児	江東区東砂7丁目19番13号3階 まるやま皮膚科クリニック	HPV2・HPV4
139	金子 晴生	江東区東砂8丁目19番13号 金子クリニック	水・麻風・日
140	鈴木 良一	江東区南砂1丁目9番9号 鈴木医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
141	奥村 晴彦	江東区南砂2丁目6番3号2階 おくむら医院	HPV2・HPV4
142	岡本 静香	江東区南砂2丁目32番5号2階 おかもとこどもクリニック	BCG・B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
143	三宅 弘恭	江東区南砂2丁目32番5号2階 東陽町南砂みやけ内科	麻風・日・2混・HPV4
144	杉浦 聡	江東区南砂4丁目2番13号 砂町産婦人科	HPV4
145	山之内 哲雄	江東区南砂6丁目1番9号 山之内医院	B・ヒブ・小肺・4混・ロタ・水・麻風・日・2混・ポ・3混・麻・風・HPV2・HPV4
146	海老根 伊佐子	江東区南砂7丁目1番25号 柳瀬クリニック	4混・水・麻風・日・2混・HPV4

147	新保 悟朗	江東区南砂 7 丁目 4 番 4 号 中澤医院	ヒブ・小肺・4 混・水・麻風・ 日・2 混・3 混・麻・風
148	高橋 和彦	江東区南砂 7 丁目 1 3 番 5 号 寿康会診療所	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・ 水・麻風・日・2 混・麻・風・ HPV 4
149	大澤 俊也	江東区新砂 3 丁目 3 番 5 3 号 2 階 南砂町駅前おおさわクリニック	日・2 混
150	西澤 寛人	江東区新砂 3 丁目 4 番 3 1 号 4 階 南砂町おだやかクリニック	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・ 水・麻風・日・2 混
151	岩崎 裕治	江東区新砂 3 丁目 3 番 2 5 号 東京都立東部療育センター	B・ヒブ・小肺・4 混・ロタ・ 水・麻風・日・2 混・ポ・3 混・麻・風・HPV 2・HP V 4

(注) BはB型肝炎、小肺は小児用肺炎球菌、4混は4種混合、水は水痘、麻風は麻しん・風しん混合、日は日本脳炎、2混は2種混合、ポは急性灰白髄炎、3混は3種混合、麻は麻しん単抗原、風は風しん単抗原、HPV 2はヒトパピロマーウイルス感染症2価、HPV 4はヒトパピロマーウイルス感染症4価の略

別紙 定期予防接種医療機関(高齢者用肺炎球菌)

1	古谷 雅秀	江東区清澄3丁目4番11号2階 ふるたに医院
2	田中 円	江東区清澄3丁目6番9号 清澄内科
3	刀禰 智之	江東区清澄3丁目10番16-102号 清澄ケアクリニック
4	又井 一雄	江東区常盤2丁目11番11号 キョス医院
5	望月 俊男	江東区高橋13番2号1階 望月内科クリニック
6	大関 泰磨	江東区森下1丁目5番12号2階 篠宮クリニック
7	篠塚 成順	江東区森下1丁目16番7号1階 森下駅前クリニック
8	星本 相浩	江東区森下2丁目20番12-202号 あおばクリニック
9	渡邊 修一郎	江東区森下2丁目20番12号2階 渡辺こどもクリニック
10	村田 忠行	江東区森下2丁目28番3号1階 もりした耳鼻咽喉科
11	野木村 一郎	江東区森下4丁目9番12号 野木村医院
12	中澤 真人	江東区森下4丁目11番5号2階 中沢内科
13	劉 瑞芹	江東区平野2丁目11番5号2階 平和記念医院
14	土屋 雅彰	江東区平野3丁目2番13号1階 ウェルネス木場公園クリニック
15	高谷 純司	江東区三好2丁目15番10号 同友会深川クリニック
16	鈴木 正徳	江東区三好3丁目8番4号 東龍堂 鈴木医院
17	吉田 孝太郎	江東区三好4丁目7番10-102号 扇橋診療所
18	松村 雅幸	江東区白河3丁目4番3-205号 清澄白河ファミリークリニック
19	魚住 葵	江東区永代2丁目34番10号 魚住整形外科
20	金 民日	江東区永代2丁目37番22号1階 永代クリニック
21	片桐 崇文	江東区福住1丁目17番8号5階 たけし在宅クリニック
22	廣田 有俊	江東区深川1丁目5番3号 ひろた医院
23	富田 留美	江東区門前仲町1丁目4番8号9階 東西線メディカルクリニック
24	神野 彰	江東区門前仲町1丁目6番11号3階 門前仲町内科クリニック
25	松本 より子	江東区門前仲町1丁目13番13号1階

		より子マタニティ&レディース門前仲町
26	周 明仁	江東区門前仲町1丁目20番3号 門仲耳鼻咽喉科
27	野崎 英樹	江東区門前仲町2丁目11番8号 野崎クリニック
28	船山 秀昭	江東区富岡1丁目13番14号1階 船山内科
29	塩入 公保	江東区富岡1丁目22番28号 金櫻堂医院
30	五十嵐 敦	江東区富岡1丁目25番5号3階 もんなか泌尿器科
31	野元 成郎	江東区富岡1丁目26番20号2階 とみおか医院
32	森多 克行	江東区富岡2丁目2番6-202号 M'sクリニックもんなか
33	大井 明	江東区古石場1丁目13番19号 大井医院
34	吉田 眞弓	江東区古石場2丁目14番1-204号 吉田まゆみ内科
35	佐藤 芳貞	江東区越中島2丁目14番10号 もんなか整形外科
36	宮坂 隆	江東区塩浜1丁目4番3号 みやさか内科医院
37	吉野 由紀子	江東区塩浜2丁目5番23-104号 ゆき耳鼻咽喉科クリニック
38	鈴木 宏彰	江東区塩浜2丁目7番3号 鈴木病院
39	橋 政昭	江東区枝川1丁目6番20号 橋クリニック
40	鈴木 宏一	江東区枝川3丁目8番13号 鈴木リハビリテーション病院
41	吉野 正晃	江東区豊洲2丁目2番1号アーバンドックららぽーと豊洲C棟1階 タムスファミリークリニック豊洲
42	塚田 佳子	江東区豊洲2丁目5番3号1階 けいこ豊洲こどもクリニック
43	寺沢 公仁子	江東区豊洲2丁目5番3号1階 豊洲寺沢クリニック
44	神津 隆弘	江東区豊洲3丁目2番3号1階 神津クリニック
45	西山 寿子	江東区豊洲3丁目2番20号2階 大手町さくらクリニック in 豊洲
46	金澤 信彦	江東区豊洲4丁目2番2号2階 とよす内科クリニック
47	稲田 香里	江東区豊洲4丁目7番1号 豊洲医院
48	土屋 裕	江東区豊洲4丁目10番18号1階 豊洲はるそらファミリークリニック
49	澤井 まゆみ	江東区豊洲5丁目2番10号3階 澤井クリニック
50	新井 一成	江東区豊洲5丁目5番1号3階

		昭和大学豊洲クリニック予防医学センター
51	石原 卓	江東区豊洲5丁目5番1-108号 石原クリニック
52	村上 典子	江東区豊洲5丁目5番25号1階 有明こどもクリニック豊洲院
53	共田 光裕	江東区豊洲5丁目6番29号1階 豊洲ベイサイド内科外科
54	亀谷 陽	江東区東雲1丁目8番17号 東雲クリニック
55	糸川 博士	江東区東雲1丁目9番10-203号 イトカワ整形外科
56	本川 克彦	江東区東雲1丁目9番10号2階 しのめ内科クリニック
57	柏木 明	江東区東雲1丁目9番21-102号 かしわざきクリニック
58	高砂 憲一	江東区東雲1丁目9番22号 たかすな内科胃腸内科クリニック
59	小暮 裕之	江東区東雲2丁目1番7号有明ガーデン1階 有明みんなクリニック 有明ガーデン院
60	吉川 裕之	江東区有明2丁目1番8号4階 ベビースマイルレディースクリニック有明
61	林 洋	江東区有明2丁目9番1号 東京有明医療大学附属クリニック
62	最上 聡	江東区有明3丁目6番11号3階 東京ファッションタウンビルクリニック
63	鳴海 章人	江東区辰巳1丁目9番49-102号 辰巳中央診療所
64	小尾 直美	江東区潮見2丁目1番10号 オビ内科クリニック
65	清水 貴徳	江東区潮見2丁目7番1号潮見駅前プラザ2番街1階 潮見駅前内科クリニック
66	熊谷 和浩	江東区青海2丁目3番23号1階 フジテレビ湾岸スタジオビル診療所
67	青木 久恭	江東区千石2丁目8番10号 青木医院
68	林 栄一	江東区千石2丁目10番6号1階 千石はやし内科クリニック
69	岡田 和也	江東区千石2丁目10番6号1階 東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科
70	正井 博文	江東区海辺12番11号 正井診療所
71	竹内 透	江東区扇橋2丁目1番3号2階 竹内小児科医院
72	立川 裕理	江東区扇橋2丁目2番3号 深川立川病院
73	小林 健嗣	江東区扇橋2丁目17番5号1階 小林内科クリニック
74	軽部 裕也	江東区扇橋3丁目5番7号1階 城東クリニック
75	渡邊 弘恵	江東区猿江1丁目18番18号

		さるえこどもクリニック
76	福井 光文	江東区猿江 2 丁目 6 番 11 号 福井クリニック
77	倉持 章	江東区猿江 2 丁目 16 番 5 号 3 階 住吉内科・消化器内科クリニック
78	松川 正明	江東区住吉 1 丁目 18 番 1 号 あそか病院
79	石田 理華子	江東区住吉 1 丁目 19 番 1 - 204 号 ツインタワーすみとしクリニック
80	吉田 肇	江東区住吉 2 丁目 5 番 17 号 1 階 よしだ内科クリニック
81	本田 肇	江東区住吉 2 丁目 11 番 1 号 本田医院
82	鈴木 茂	江東区木場 2 丁目 19 番 2 号 3 階 鈴木クリニック
83	藤川 克之	江東区木場 5 丁目 3 番 7 号 6 階 藤川クリニック
84	松峯 寿美	江東区木場 5 丁目 3 番 10 号 東峯婦人クリニック
85	大井田 基	江東区木場 5 丁目 8 番 7 号 木場病院
86	浅川 洋	江東区木場 6 丁目 9 番 8 号 浅川医院
87	岡田 章佑	江東区東陽 1 丁目 16 番 8 号銀座サクラヤ第 2 ビル 2 階 大江戸江東クリニック
88	赤塚 智香	江東区東陽 2 丁目 3 番 16 - 116 号 タウンセンタークリニック
89	岡本 克郎	江東区東陽 2 丁目 4 番 26 号 2 階 クリニック東陽町
90	光畑 裕正	江東区東陽 2 丁目 4 番 26 号 3 階 みつはたペインクリニック
91	服部 浩	江東区東陽 3 丁目 5 番 5 号 服部医院
92	長谷山 繁子	江東区東陽 3 丁目 3 番 6 号 3 階 木場整形外科
93	長井 誠	江東区東陽 3 丁目 5 番 5 号 4 階 木場小児科
94	宮内 隆政	江東区東陽 3 丁目 5 番 5 号 第二服部医院
95	永田 拓也	江東区東陽 3 丁目 18 番 4 号 永田医院
96	中木 基江	江東区東陽 3 丁目 23 番 6 号 1 階 大陽ビルクリニック
97	中田 健一	江東区東陽 3 丁目 27 番 17 号 3 階 東陽町駅前クリニック
98	万里小路 直樹	江東区東陽 3 丁目 27 番 32 号 2 階 までのこうじクリニック
99	長田 成彦	江東区東陽 3 丁目 27 番 32 号 4 階 東陽パークサイドクリニック
100	杉本 宗彦	江東区東陽 3 丁目 27 番 32 号 6 階

		杉本整形外科クリニック
101	本郷 真紀子	江東区東陽4丁目5番15号3階 さくらハートクリニック
102	宮本 康文	江東区東陽4丁目6番1号6階 宮本クリニック
103	佐々木 佑	江東区東陽4丁目10番2号1階 森崎医院
104	石川 隆章	江東区東陽5丁目25番14号 石川クリニック
105	岡 史篤	江東区東陽6丁目3番2号2階 東京イースト21クリニック
106	山口 真一	江東区亀戸1丁目28番8号 五ノ橋クリニック
107	氏家 一知	江東区亀戸2丁目17番24号 清湘会記念病院
108	井太家 美晶	江東区亀戸2丁目25番14号3階 かめいど腎臓内科クリニック
109	荒木 正	江東区亀戸2丁目26番8号1階 亀戸内科クリニック
110	丸岡 大介	江東区亀戸2丁目36番12号4階 亀戸内視鏡・胃腸内科クリニック
111	村山 公	江東区亀戸2丁目41番1号 友仁病院
112	山口 潔	江東区亀戸2丁目42番5号3階 山口整形外科
113	畠山 卓弥	江東区亀戸2丁目42番5号4階 亀戸畠山クリニック
114	野間 健司	江東区亀戸2丁目42番7号 吉村内科
115	蕨 謙吾	江東区亀戸3丁目2番13号 わらび内科ペインクリニック
116	寺田 武史	江東区亀戸3丁目14番4号 アクアメディカルクリニック
117	黒田 徹	江東区亀戸3丁目46番2-101号 天神通りクリニック
118	河野 茂雄	江東区亀戸4丁目17番8号 河野外科
119	栗津 隆一	江東区亀戸4丁目18番4号3階 水神クリニック
120	兼松 徹	江東区亀戸5丁目1番6-101号 亀戸駅前クリニック
121	吉田 松実	江東区亀戸5丁目3番2号2階 亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科
122	秋月 乃里子	江東区亀戸6丁目2番3号4階 しおかぜクリニック
123	秦 東秀	江東区亀戸6丁目2番3号5階 クリニックコスモス
124	大塚 正弘	江東区亀戸6丁目14番3号1階 五の橋こどもクリニック
125	鶴岡 昭久	江東区亀戸6丁目41番10号7階

		江東透析クリニック
126	金光 裕幸	江東区亀戸6丁目57番20号2階 亀戸水神森クリニック
127	毛利 一平	江東区亀戸7丁目10番1号 ひらの亀戸ひまわり診療所
128	豊島 孝道	江東区亀戸8丁目8番8号 豊島医院
129	中馬 敦	江東区亀戸9丁目13番1号 東京城東病院
130	竹川 広三	江東区亀戸9丁目34番1-136号 わかたけクリニック
131	峯 雅文	江東区大島1丁目1番5号2階 みね内科・消化器科
132	山本 あつ子	江東区大島1丁目2番2-102号 エリゼこどもクリニック
133	舘野 香織	江東区大島1丁目29番4-101号 スマイルクリニック西大島
134	小野 卓哉	江東区大島1丁目33番15号1階 小野内科診療所
135	吉澤 敬一	江東区大島1丁目36番5号2階 江東診療所
136	大塚 善久	江東区大島2丁目33番10号1階 五の橋タワークリニック
137	平間 隆光	江東区大島2丁目37番9号 西大島クリニック
138	岩渕 敏久	江東区大島3丁目4番3号2階 西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科のクリニック
139	林 国樹	江東区大島3丁目14番14号 林内科クリニック
140	上白土 啓嗣	江東区大島3丁目31番18号 上白土医院
141	小林 功	江東区大島4丁目1番6-105号 小林クリニック
142	藤川 貴浩	江東区大島4丁目6番21-101号 藤川内科・呼吸器内科クリニック
143	郭 紫峰	江東区大島4丁目8番14号 大島医院
144	廣田 香織	江東区大島4丁目12番6号1階 かおり皮ふ科クリニック
145	松本 佐保姫	江東区大島5丁目7番5号4階 まつもとメディカルクリニック
146	堀米 衣見子	江東区大島5丁目7番5号5階 江東病院附属在宅診療所
147	稲見 晃一	江東区大島5丁目8番1号 稲見内科医院
148	近藤 健司	江東区大島5丁目10番10号1階 大島駅前クリニック
149	寺田 修久	江東区大島5丁目10番10-406号 大島耳鼻咽喉科・アレルギー科
150	井上 毅	江東区大島5丁目32番5号1階

		いのうえ整形外科
151	北川 浩史	江東区大島5丁目36番7号2階 びやじま内科医院・大島駅前
152	小林 千秋	江東区大島5丁目46番4号2階 小林整形外科医院
153	永岡 康志	江東区大島5丁目51番10-101号 永岡クリニック
154	齋藤 勇	江東区大島6丁目1番4-102号 こどもみらい大島クリニック
155	幕内 雅敏	江東区大島6丁目8番5号 江東病院
156	宮方 了	江東区大島6丁目9番11号 宮方クリニック
157	梅田 祥克	江東区大島7丁目1番18号1階 ビーハッピークリニック
158	吉田 美加	江東区大島7丁目7番1号 中の橋クリニック
159	星 茂憲	江東区大島7丁目36番4号 星医院
160	諸富 夏子	江東区大島7丁目38番15号 あかねクリニック
161	佐竹 健至	江東区大島7丁目38番30号2階 佐竹クリニック
162	成高 信一	江東区大島8丁目5番2号 大島小児科医院
163	山中 弘明	江東区大島9丁目3番16号1階 よし耳鼻咽喉科
164	鄭 東姫	江東区大島9丁目5番1-104号 コアシティ東大島クリニック
165	佐上 俊和	江東区大島9丁目5番1-106号 さがみ外科胃腸科クリニック
166	佐久間 佳規	江東区北砂1丁目5番20号 岩井橋クリニック
167	猪口 雄二	江東区北砂2丁目1番22号 寿康会病院
168	荒木 重人	江東区北砂2丁目14番17号 荒木医院
169	大高 憲二	江東区北砂2丁目14番20号 北砂クリニック
170	細野 紫麻子	江東区北砂2丁目15番40号 協和メディカルクリニック
171	八十島 唯義	江東区北砂2丁目17番1号3階 アリオ北砂内科
172	平良 悟	江東区北砂4丁目6番2号 亀高医院
173	南塚 俊雄	江東区北砂4丁目24番11号 南塚内科医院
174	柳澤 明子	江東区北砂5丁目14番3号 柳沢ファミリークリニック
175	松元 明子	江東区北砂5丁目16番1号

		北原診療所
176	舘 桂一郎	江東区北砂 5 丁目 2 0 番 8 号 1 階 たち内科小児科クリニック
177	白石 京子	江東区北砂 6 丁目 1 番 4 号 おおぞら太陽クリニック
178	金田 竜真	江東区北砂 6 丁目 2 7 番 1 7 号 サワイメディカルクリニック
179	正木 忠明	江東区北砂 7 丁目 1 番 2 5 号 正木医院
180	神原 礼文	江東区北砂 7 丁目 3 番 1 7 号 神原医院
181	井上 仁	江東区東砂 2 丁目 5 番 7 号 2 階 恵仁クリニック
182	赤羽根 巖	江東区東砂 2 丁目 1 1 番 2 7 号 赤羽根医院
183	鎌上 雅夫	江東区東砂 4 丁目 9 番 2 号 鎌上医院
184	池田 滋	江東区東砂 4 丁目 2 0 番 2 号 愛和病院
185	田尻 健	江東区東砂 4 丁目 2 2 番 1 号 田尻整形外科
186	宮武 俊秀	江東区東砂 4 丁目 2 3 番 6 号 みやたけクリニック
187	木股 仲恒	江東区東砂 5 丁目 3 番 4 号 葛西橋診療所
188	鈴木 昇	江東区東砂 5 丁目 1 2 番 2 0 号 砂町診療所
189	永岡 喜久夫	江東区東砂 6 丁目 7 番 5 号 永岡医院
190	渡部 英一	江東区東砂 7 丁目 1 9 番 1 3 - 1 0 2 号 わたなべ内科胃腸科
191	丸山 隆児	江東区東砂 7 丁目 1 9 番 1 3 - 3 0 1 号 まるやま皮膚科クリニック
192	金子 晴生	江東区東砂 8 丁目 1 9 番 1 3 号 金子クリニック
193	鈴木 良一	江東区南砂 1 丁目 9 番 9 号 鈴木医院
194	藤崎 滋	江東区南砂 1 丁目 2 5 番 1 1 号 藤崎病院
195	大井田 基	江東区南砂 2 丁目 3 番 1 9 号 南砂メディカルクリニック
196	奥村 晴彦	江東区南砂 2 丁目 6 番 3 号 2 階 おくむら医院
197	関口 昌和	江東区南砂 2 丁目 6 番 3 号 2 階 せきぐち整形外科
198	小倉 弘章	江東区南砂 2 丁目 2 8 番 7 号 六地藏クリニック
199	岡本 静香	江東区南砂 2 丁目 3 2 番 5 号 2 階 おかもとこどもクリニック
200	三宅 弘恭	江東区南砂 2 丁目 3 2 番 5 号 2 階

		東陽町南砂みやげ内科
201	冠木 敬一郎	江東区南砂3丁目8番10号 かぶき内科
202	植田 博紀	江東区南砂4丁目7番23号 植田医院
203	山之内 哲雄	江東区南砂6丁目1番9号 山之内医院
204	海老根 伊佐子	江東区南砂7丁目1番25号2階 柳瀬クリニック
205	竹之下 眞	江東区南砂7丁目1番25-209号 城東南砂医院
206	新保 悟朗	江東区南砂7丁目4番4号 中澤医院
207	高橋 和彦	江東区南砂7丁目13番5号 寿康会診療所
208	菊池 修	江東区新砂3丁目1番9号1階 南砂町リウマチ科整形外科
209	津田 裕士	江東区新砂3丁目3番20号 順天堂東京江東高齢者医療センター
210	大澤 俊也	江東区新砂3丁目3番53号2階 南砂町駅前おおさわクリニック
211	西澤 寛人	江東区新砂3丁目4番31号4階 南砂町おだやかクリニック
212	岩崎 裕治	江東区新砂3丁目3番25号 東京都立東部療育センター

◎江東区告示第129号

江東区江東きつずクラブ条例（平成22年3月江東区条例第16号）第9条の規定に基づく、同条例第2条第2号に規定する事業の利用料の収納については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 委託の相手方 東京都世田谷区上北沢三丁目
8番19号
社会福祉法人雲柱社
理事長 服部 栄
外9事業者（別紙委託
事業者一覧）
- 2 委託期間 令和4年4月1日から令和5
年3月31日まで
- 3 委託の内容 江東区江東きつずクラブ条例
第2条第2号に規定する事業
の利用料の収納事務

別紙 委託事業者一覧

委託事業者	住所	代表者	委託先きつずクラブ
社会福祉法人雲柱社	東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号	理事長 服部 栄	江東きつずクラブ明 治・深川・八名川・一 亀
株式会社マミー・イ ンターナショナル	神奈川県横浜市中区桜木町一 丁目 1 グランビュービル 5 階	代表取締役社長 伊藤 勝康	江東きつずクラブ臨 海・数矢・南陽・川南・ 東川・枝川・二亀・水 神・二大・南央・五砂・ 六砂・七砂・東砂・亀 高
株式会社日本保育サ ービス	愛知県名古屋市東区葵三丁目 1 5 番 3 1 号千種ニュータ ワービル 1 7 F	代表取締役 西井 直人	江東きつずクラブ平 久・扇橋・五大
株式会社パソナフォ スター	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号	代表取締役 長畑 久美子	江東きつずクラブ東 陽・東雲・有明・四砂
(株) トライグルー プ東京支社	東京都千代田区飯田橋一丁目 1 0 番 3 号	代表取締役 吉田 一義	江東きつずクラブ豊 西・豊洲
特定非営利活動法人 ワーカーズユープ	東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号池袋 I S P タマビル	代表理事 田嶋 羊子	江東きつずクラブ豊 北・浅野・三大
株式会社セリオ	大阪府大阪市北区堂島一丁目 5 番 1 7 号堂島ランドビル 8 F	代表取締役社長 若浜 久	江東きつずクラブ毛 利・辰巳・二辰・有明 西
株式会社プロケア	東京都新宿区高田馬場一丁目 3 0 番 4 号 3 0 山京ビル 3 F	代表取締役 秋山 登史子	江東きつずクラブ一 大・二砂・三砂・小名 木川
シダックス大新東ヒ ューマンサービス株 式会社東京支店	東京都新宿区大久保一丁目 2 番 1 7 号 新宿サンエービル 2 階	支店長 高井 恒 幸	江東きつずクラブ四大
(株) 明日葉	東京都港区芝四丁目 1 3 番地 3 PMO 田町東 1 0 F	代表取締役 大隈 太嘉志	江東きつずクラブ砂町

代表取締役社長 竹増 貞信

◎江東区告示第 1 3 0 号

江東区地方税（特別区民税・都民税及び軽自動車税（種別割））の収納事務について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおり委託したので、地方自治法施行令第 1 5 8 条の 2 第 6 項の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 委託事業者

- (1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
代表取締役社長 本間 洋
- (2) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町 8 番地 8
代表取締役社長 永松 文彦
- (3) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号

- (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
代表取締役社長 細見 研介
- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
代表取締役社長 飯島 延浩
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地の
1
代表取締役社長 藤本 明裕
- (7) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6
6 5 番地の 1
代表取締役社長 目黒 俊治
- (8) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
代表取締役社長 馬場 英一
- (9) L I N E P a y 株式会社
東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

- 代表取締役社長CEO 前田 貴司
 (10) PayPay株式会社
 東京都千代田区紀尾井町1番3号
 代表取締役社長執行役員CEO 中山
 一郎
 (11) ビリングシステム株式会社
 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
 代表取締役 江田 敏彦

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区地方税(特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割))の収納事務
 ②『モバイルレジクレジット』及び『ネットdeモバイルレジ』に係る江東区地方税(特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割))の収納事務
 ③江東区地方税(特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割))に係る収納事務の取りまとめ
 (2) 直営店舗及び加盟店舗における江東区地方税(特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割))の収納事務
 (3) 同上
 (4) 同上
 (5) 同上
 (6) 同上
 (7) 同上
 (8) MMK設置店の表示のある加盟店舗における江東区地方税(特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割))の収納事務(9)『LINE Pay』による江東区地方税(特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割))の収納事務
 (10) 『PayPay』による江東区地方税(特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割))の収納事務
 (11) 『PayPay』に係る江東区地方税(特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割))の収納事務
- 3 委託期間
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◎江東区告示第131号

道路占用許可基準(平成16年6月江東区告示第145号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

江東区長 山崎 孝明

目次中「第29条」を「第27条」に、「第30

条—第32条」を「第28条—第30条」に、「第33条—第42条」を「第31条—第41条」に、「第43条—第45条」を「第42条—第44条」に、「第46条」を「第45条」に、「第47条」を「第46条」に、「第48条」を「第47条」に改める。

第13条第1項第9号中「フラワーポットには、」の次に「原則として」を加える。

第14条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第15条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第17条第5号中「ベンチには、」の次に「原則として」を加える。

第25条各号列記以外の部分中「道路の上空に設ける通路の取扱等について(昭和32年7月15日建設省発注第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号)」を「道路の上空に設ける通路の扱いについて(平成30年7月11日国道路第7号)」に改め、同条第8号を削る。

第26条及び第27条を削り、第28条を第26条とし、第29条から第35条までを2条ずつ繰り上げ、第35条の2を第34条とする。

第36条第4号中「占有者名」を「原則として、占有者名」に改め、同条を第35条とする。

第37条第10号中「案内板には、」の次に「原則として」を加え、同条を第36条とする。

第38条第1項第7号中「第35条」を「第33条」に改め、同条を第37条とする。

第39条第1項第1号中「タクシー業務適正化臨時措置法」を「タクシー業務適正化特別措置法」に改め、同条を第38条とする。

第40条中「第33条」を「第31条」に改め、同条を第39条とし、第41条を第40条とし、第42条から第44条までを1条ずつ繰り上げる。

第45条第2項各号列記以外の部分中「第44条」を「前条」に改め、同条を第44条とし、第46条を第45条とし、第47条を第46条とし、第48条を第47条とする。

◎江東区告示第132号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則(昭和39年規則第13号)第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

江東区長 山崎 孝明

記

令和 4 年度会計年度任用職員の報酬の額 別紙
のとおり

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の
氏名
名称 東京地下鉄株式会社
所在地 東京都台東区上野三丁目 1 9 番 6 号
代表者 代表取締役社長 山村 明義
- 2 指定年月日
令和 4 年 4 月 1 日
- 3 指定の内容
江東区が収納する東陽二丁目駐車場の時間貸
使用料における交通系電子マネー収納の指定納
付受託者

◎江東区告示第 1 3 3 号

江東区立豊洲西小学校における下記の公金の収
納については、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政
令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、
私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき
告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 委託の相手方
東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ
代表取締役 福士 昌
- 2 契約年月日
令和 4 年 4 月 1 日
- 3 委託期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日ま
で
- 4 委託の内容
 - (1) 江東区立学校施設使用条例（昭和 5 1 年 3
月江東区条例第 1 9 号）第 7 条に規定する体
育館設備、プール及びトレーニング室の使用
料
 - (2) 水泳帽、水泳用のゴーグルその他水泳用品
の売払代金

◎江東区告示第 1 3 4 号

令和 4 年度における会計年度任用職員の報酬の
額について、江東区会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月江
東区規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、下記
のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

〔別紙〕

会計年度任用職員の報酬の額一覧

職名	報酬区分	報酬額	(内 訳)	
			報酬 (諸手当相当報酬を除く。)	地域手当に 相当する報酬
事務支援員	時間額	1,050円	875円	175円
職員課会計年度任用職員	月額	191,098円	159,249円	31,849円
江東区オフィスサポーター支援員	時間額	1,708円	1,424円	284円
江東区オフィスサポーター	時間額	1,050円	875円	175円
職員課保健師	時間額	1,858円	1,549円	309円
江東区公文書等専門員	月額	279,300円	232,750円	46,550円
江東区行政不服審査担当職員	日額	20,000円	16,667円	3,333円
江東区文書事務担当職員	時間額	1,050円	875円	175円
江東区男女共同参画推進センター 保育士	月額	188,440円	157,034円	31,406円
江東区スポーツ振興指導員	月額	210,124円	175,104円	35,020円
江東区融資相談員	月額	240,451円	200,376円	40,075円
江東区消費生活相談員	月額	236,700円	197,250円	39,450円
江東区文化財主任専門員	月額	279,300円	232,750円	46,550円
江東区文化財専門員	月額	246,434円	205,362円	41,072円
江東区青少年育成指導員	月額	221,092円	184,244円	36,848円
区民課窓口外国人住民支援員	月額	231,676円	193,064円	38,612円
区民課窓口支援員	月額	219,712円	183,094円	36,618円
個人番号カード交付担当員	月額	219,712円	183,094円	36,618円
江東区特別区税滞納整理専門指導員	月額	(A) 126,030円	105,025円	21,005円
	月額	(B) 63,014円	52,512円	10,502円
江東区介護保険給付適正化事務職員	月額	211,815円	176,513円	35,302円
江東区福祉事務専門員	月額	219,712円	183,094円	36,618円
江東区高齢者福祉相談支援事務会 計年度任用職員	月額	211,815円	176,513円	35,302円
江東区介護予防機能強化支援員	月額	231,668円	193,057円	38,611円
社会福祉士	月額	290,000円	241,667円	48,333円
江東区地域包括支援専門員	月額	290,000円	241,667円	48,333円
介護保険料徴収嘱託員	月額	170,042円	141,702円	28,340円
江東区介護保険課窓口等事務職員	月額	199,808円	166,507円	33,301円
介護保険認定調査員	月額	218,139円	181,783円	36,356円
江東区地域リハビリテーション相 談員	日額	19,800円	16,500円	3,300円

江東区障害者余暇活動支援指導員	月額	210,124 円	175,104 円	35,020 円
江東区手話通訳者	日額	9,979 円	8,316 円	1,663 円
	日額	(休日補充) 12,421 円	10,351 円	2,070 円
江東区障害者支援相談員	月額	231,676 円	193,064 円	38,612 円
江東区障害者就労・生活支援相談員	月額	204,405 円	170,338 円	34,067 円
江東区国民健康保険給付事務嘱託員	月額	241,515 円	201,263 円	40,252 円
江東区医療保険相談員	月額	198,493 円	165,411 円	33,082 円
江東区国民健康保険料等徴収嘱託員	月額	170,042 円	141,702 円	28,340 円
江東区国民健康保険料等収納事務補助職員	月額	199,808 円	166,507 円	33,301 円
江東区医療扶助支援員	月額	241,515 円	201,263 円	40,252 円
江東区家庭相談員	月額	175,700 円	146,417 円	29,283 円
江東区資産調査専門員	月額	290,000 円	241,667 円	48,333 円
江東区受験生チャレンジ支援貸付相談員	月額	199,808 円	166,507 円	33,301 円
江東区中国残留邦人等地域生活支援事業相談員	月額	169,308 円	141,090 円	28,218 円
江東中国在留邦人等支援・相談員	日額	9,398 円	7,832 円	1,566 円
江東区婦人相談員	月額	(月 12 日) 217,500 円	181,250 円	36,250 円
	月額	(月 16 日) 290,000 円	241,667 円	48,333 円
栄養士	日額	9,721 円	8,101 円	1,620 円
	時間額	(時間額) 1,944 円	1,620 円	324 円
歯科衛生士	日額	(5 時間) 9,721 円	8,101 円	1,620 円
	日額	(6 時間) 11,665 円	9,721 円	1,944 円
検査技師	日額	9,721 円	8,101 円	1,620 円
保健師	時間額	1,942 円	1,619 円	323 円
助産師	時間額	1,942 円	1,619 円	323 円
看護師	時間額	1,942 円	1,619 円	323 円
心理判定員	日額	14,750 円	12,292 円	2,458 円
医療連携 S W	日額	14,750 円	12,292 円	2,458 円
医療相談専門員	日額	10,568 円	8,807 円	1,761 円
保育担当	時間額	1,250 円	1,042 円	208 円
検査補助	時間額	1,050 円	875 円	175 円
児童福祉専門相談員	月額	290,193 円	241,828 円	48,365 円
江東区児童館児童指導員	時間額	1,708 円	1,424 円	284 円
江東区児童館運営補助員	時間額	1,050 円	875 円	175 円

普通保育補助員	月額		104,100円	86,750円	17,350円
零歳特例保育補助員	月額		141,214円	117,679円	23,535円
乳児専門園普通保育補助員	月額		157,882円	131,569円	26,313円
江東区立保育園栄養士(委託担当)	月額		205,812円	171,510円	34,302円
江東区立保育園栄養士(0歳児担当)	月額		205,812円	171,510円	34,302円
江東区立保育園栄養士(保育課)	月額		205,812円	171,510円	34,302円
特例延長保育補助員(A~G)	時間額	(特例)	1,263円	1,053円	210円
	時間額	(延長)	1,387円	1,156円	231円
	時間額	(日中)	1,128円	940円	188円
保育補助員	時間額		1,050円	875円	175円
特例・延長保育補助員	時間額	(特例)	1,167円	973円	194円
	時間額	(延長)	1,290円	1,075円	215円
	時間額	(日中)	1,050円	875円	175円
用務補助員	時間額		1,050円	875円	175円
給食調理補助員	時間額		1,050円	875円	175円
栄養士補助員	時間額		1,440円	1,200円	240円
看護師補助員	時間額		1,950円	1,625円	325円
特別支援児保育巡回指導員	月額		81,700円	68,084円	13,616円
江東区保育施設検査支援員	時間額		1,387円	1,156円	231円
環境学習推進員	月額	①	211,735円	176,446円	35,289円
	月額	②	225,650円	188,042円	37,608円
江東区清掃作業員	日額		8,619円	7,183円	1,436円
江東区道路課技術職員	時間額		1,452円	1,210円	242円
江東区道路等監察指導員	月額		198,493円	165,411円	33,082円
江東区道路保全技術補助員	月額		198,493円	165,411円	33,082円
江東区放置自転車対策作業員	時間額		1,050円	875円	175円
監査業務補助員	時間額		1,531円	1,276円	255円
監査専門員	月額		198,493円	165,411円	33,082円
学校用務補助職員	時間額		1,050円	875円	175円
学校警備補助職員	時間額		1,050円	875円	175円
日本語クラブ講師	月額	(週1日)	90,700円	75,584円	15,116円
	月額	(週5日)	360,000円	300,000円	60,000円
幼稚園相談員	月額		208,795円	173,996円	34,799円
区立幼稚園預かり保育指導員	時間額		1,852円	1,544円	308円
区立幼稚園預かり保育補助員	時間額		1,050円	875円	175円
学校事務専門員	月額		153,669円	128,058円	25,611円

学校栄養職員	月額	224,144 円	186,787 円	37,357 円
学びスタンダード強化講師 T1	時間額	2,730 円	2,275 円	455 円
学びスタンダード強化講師 TT	時間額	2,020 円	1,684 円	336 円
教科担任制講師	時間額	2,730 円	2,275 円	455 円
栄養士補助	時間額	(資格有) 1,405 円	1,171 円	234 円
	時間額	(資格無) 1,050 円	875 円	175 円
江東区教育委員会相談員	月額	208,795 円	173,996 円	34,799 円
スクール・サポート・スタッフ	時間額	1,050 円	875 円	175 円
小1支援員	時間額	1,050 円	875 円	175 円
ブリッジスクール学習支援職員	時間額	2,730 円	2,275 円	455 円
副校長補佐	月額	125,600 円	104,667 円	20,933 円
養護補助	時間額	1,405 円	1,171 円	234 円
江東区幼稚園補助職員	時間額	1,852 円	1,544 円	308 円
特別非常勤講師	時間額	2,730 円	2,275 円	455 円
江東区立学校日本語指導講師	月額	222,100 円	185,084 円	37,016 円
江東区スクールソーシャルワーカー	月額	290,193 円	241,828 円	48,365 円
江東区俳句教育推進員	月額	208,795 円	173,996 円	34,799 円
江東区理科教育推進員	月額	208,795 円	173,996 円	34,799 円
江東区部活動教育推進員	月額	208,795 円	173,996 円	34,799 円
江東区学校部活動指導員	時間額	2,500 円	2,084 円	416 円
江東区特別支援教育心理専門員	月額	(月 15 日) 241,531 円	201,276 円	40,255 円
	月額	(月 16 日) 257,646 円	214,705 円	42,941 円
江東区特別支援教育アドバイザー	月額	241,515 円	201,263 円	40,252 円
江東区特別支援教育看護師	月額	300,000 円	250,000 円	50,000 円
学習支援員	時間額	1,316 円	1,097 円	219 円
個別学習支援指導員	時間額	2,730 円	2,275 円	455 円
情緒固定学級講師	時間額	2,730 円	2,275 円	455 円
特別支援教室指導員	時間額	2,730 円	2,275 円	455 円
江東区きつずクラブ児童指導員	時間額	1,708 円	1,424 円	284 円
教育相談心理専門員	日額	16,610 円	13,842 円	2,768 円

令和 4 年 4 月 1 日

江東区長 山崎 孝明

記

◎江東区告示第 135 号

江東区枝川区民館及び江東区東陽区民館の使用料の収納については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

- 1 委託の相手方 東京都江東区東陽六丁目 2 番 17 号
公益社団法人江東区シルバー人材センター

- 会長 関澤 邦正
- 2 委 託 期 間 令和4年4月1日から令和
5年3月31日まで
- 3 委 託 の 内 容 江東区枝川区民館及び江東
区東陽区民館の使用料収納
事務

◎江東区告示第136号

犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交
付手数料収納事務の委託について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手
料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納につ
いて、別紙に掲げる動物病院に委託したので、同
条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙〕

動物病院名	開設者	所在地	取扱期間
青柳動物病院	青柳 恵彦	江東区牡丹三丁目9番6号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
アニマルメディカルクリニック	谷口 孝	江東区富岡一丁目26番12号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
磯貝動物病院	有限会社 磯貝動物病院	江東区北砂一丁目12番1号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
犬猫の病院 しん	矢島 信一	江東区平野三丁目2番3号	令和4年4月1日から 令和4年6月30日まで
イリオヘルスサポート	株式会社 イリオ	江東区豊洲二丁目4番9号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
永代橋アニマルクリニック	有限会社 KAC	江東区永代一丁目9番1号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
おおじま動物クリニック	榎本 雄太	江東区大島一丁目29番7号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
株式会社荻谷動物病院 グループ江東総合病院	株式会社 荻谷動物病院 グループ	江東区北砂三丁目12番7号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
株式会社荻谷動物病院 グループ三つ目通り病院 外科・整形外科センター	株式会社 荻谷動物病院 グループ	江東区森下五丁目20番2号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

ガルシア動物病院	ラグドーナ 株式会社	江東区辰巳二 丁目1番56 号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
木場きたむら動物病院	北村 亮	江東区冬木 7番7号カス タムビル1階	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
木場パークサイド動物 病院	濱谷 直幸	江東区東陽一 丁目27番3 号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
きむら動物診療室	株式会社 きむら動物診 療室	江東区常盤二 丁目14番1 1号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
清澄白河アニマルクリ ニック	本池 俊仁	江東区白河一 丁目6番15 号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
清澄動物病院	西野 朗	江東区白河一 丁目4番18 号	令和4年4月1日から 令和4年12月31日ま で
ケイ動物病院	有限会社 ゾーディアッ ク	江東区東陽四 丁目10番1 4号	令和4年4月1日から 令和4年6月30日まで
江東どうぶつ医療セン ター	株式会社 MAH	江東区塩浜二 丁目11番2 9号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
こころ動物病院	株式会社 カダモホルジ ョマシーコ	江東区北砂七 丁目5番16 号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

コジマ亀戸動物病院	株式会社 コジマ	江東区亀戸三 丁目 6 0 番 2 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
しのめ動物病院	株式会社 シンフェステ ィア	江東区東雲一 丁目 6 番 3 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
ZERO どうぶつクリニック	山本 健二	江東区大島一 丁目 3 0 番 1 4 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
チェロ動物病院	河村 貴仁	江東区東砂八 丁目 5 番 5 - 1 0 3 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
動物愛護医院	笠井 千石	江東区森下二 丁目 1 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
動物医療サポートセン ター	株式会社 獣医画像診断 研究所	江東区深川二 丁目 7 番 1 7 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
動物の病院・KISS (キッ ス)	安藤 雅子	江東区亀戸一 丁目 3 2 番 3 - 4 0 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 4 年 6 月 3 0 日まで
動物病院モルム	榎野 悟	江東区住吉一 丁目 1 4 番 8 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
とだ動物病院	有限会社 とだ動物病院	江東区千田 6 番 1 3 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 4 年 9 月 3 0 日まで
とよす動物病院	株式会社 とよす動物病 院	江東区豊洲六 丁目 2 番 1 0 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

ペテモ動物病院 亀戸	イオンペット 株式会社	江東区亀戸六 丁目38番1 1号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
ペテモ動物病院 東雲	イオンペット 株式会社	江東区東雲一 丁目9番10 号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
まつばら動物病院	株式会社 MAH	江東区枝川三 丁目4番9号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
まるやま動物病院	丸山 吉博	江東区石島四 番9号	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
南砂どうぶつ病院	嶋村 健太郎	江東区北砂四 丁目1番6号	令和4年4月1日から 令和4年12月31日ま で
モフ動物病院	石森 斉子	江東区南砂三 丁目13番5 号	令和4年4月1日から 令和4年6月30日まで
やまぐちペットクリニ ック東京動物整形外科 病院	有限会社 やまぐちペッ トクリニック	江東区大島七 丁目1番13 号	令和4年4月1日から 令和4年6月30日まで
LUNAペットクリニ ック潮見	株式会社 R&Mベテリ ネール	江東区潮見二 丁目6番1号	令和4年4月1日から 令和4年6月30日まで

江東区長 山 崎 孝 明
記

◎江東区告示第137号

江東区立都市公園条例（昭和52年6月江東区
条例第13号）第22条の規定によるポート場の
使用料の収納については、地方自治法施行令（昭
和22年政令第16号）第158条第1項の規定
に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第
2項の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

- 1 委託の相手方 東京都江東区東陽六丁目2番
17号
公益社団法人江東区シルバ
ー人材センター
会長 関澤 邦正
- 2 委 託 期 間 令和4年4月1日から令和5
年3月31日まで

- 3 委託の内容 江東区立横十間川親水公園内
ボート場使用料の収納事務

◎江東区告示第 1 3 8 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 5 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 5 7 1 3
- 2 事業所の名称及び所在地
ラック大島
東京都江東区大島八丁目 3 0 番 8 号
ドルミ大島 1 F
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ラックコーポレーション
東京都墨田区京島一丁目 4 7 番 1 7 号
代表取締役 長島 肇
- 4 廃止年月日
令和 4 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

白河園			
ゆりかごの家	江東区亀戸二丁目 2 4 番 3 号グランズ亀戸 1 0 2	令和 4 年 4 月 1 日	認可外保育施設
さくらんぼ保育室	江東区大島六丁目 1 番 1 - 1 1 0 号	令和 4 年 4 月 1 日	認可外保育施設
ゆらりん砂町保育園	江東区北砂五丁目 2 0 番 1 - 1 0 1 号 U R 北砂五丁目団地	令和 4 年 4 月 1 日	認可外保育施設
セピアランド保育室	江東区東陽四丁目 6 番 1 4 - 2 0 8 号	令和 4 年 4 月 1 日	認可外保育施設
サライ木場保育園	江東区木場六丁目 1 1 番 3 号東峯サライ 1 階	令和 4 年 4 月 1 日	認可外保育施設

◎江東区告示第 1 3 9 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 6 第 1 項の規定による確認の辞退があったため、法第 5 8 条の 1 1 第 2 号の規定により別紙のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙]

施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
アンジェリカ保育園白河園	江東区白河三丁目 1 番 1 5 号 U r b a n e x 清澄白河 1 階	令和 4 年 4 月 1 日	認可外保育施設
保育園夢未来東雲園	江東区東雲一丁目 9 番 5 号東雲合同庁舎 1 階	令和 4 年 4 月 1 日	認可外保育施設
保育園ミルキーウェイ清澄	江東区扇橋一丁目 1 5 番 3 号	令和 4 年 4 月 1 日	認可外保育施設

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第7号

下記により、令和4年第3回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和4年3月25日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和4年3月29日（火）
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
 日程第1 1 教育長職務代理者の指名について
 日程第2 議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 日程第3 議案第8号 江東区教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則
- 4 報告事項
 (1) 新型コロナウイルス感染症の対応についてほか

◎江東区教育委員会告示第7号

下記により、令和4年第3回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和4年4月1日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和4年4月4日（月）
午前12時45分
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 3 議題
 日程第1 1 教育委員会委員の議席の指定について
- 4 協議事項
 (1) 江東区立学校感染症予防ガイドラインについて

区 議 会

◎区議会議決事項（令和4年第1回定例会）

2月24日から3月30日まで会期35日間にわたって開会した令和4年第1回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

- 議案第1号 令和3年度江東区一般会計補正予算（第9号）
- 議案第2号 令和3年度江東区国民健康保険会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 令和3年度江東区介護保険会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 令和3年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
- 議案第10号 議決を得た契約の契約変更について
- 議案第11号 議決を得た契約の契約変更について
- 議案第12号 議決を得た契約の契約変更について
- 議案第13号 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 江東区保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 江東区食品衛生検査施設に関する条例の一部を改正する条

- 例
- 議案第 2 2 号 江東区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 3 号 江東区立都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 4 号 江東区普通河川管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 5 号 江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 6 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(以上 3 月 1 5 日原案可決)
- 議案第 5 号 令和 4 年度江東区一般会計予算
- 議案第 6 号 令和 4 年度江東区国民健康保険会計予算
- 議案第 7 号 令和 4 年度江東区介護保険会計予算
- 議案第 8 号 令和 4 年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 議案第 2 7 号 江東区東京オリンピック・パラリンピック基金条例を廃止する条例
- 議案第 2 8 号 江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 9 号 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
(以上 3 月 3 0 日原案可決)

2 選任同意 (区長提出)

- 議案第 3 0 号 江東区教育委員会委員選任同意方について

安 部 敏 啓
(3 月 3 0 日原同意)

3 議案 (議員提出)

- 議員提出議案第 3 号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議
(3 月 1 5 日原案可決)
- 議員提出議案第 4 号 若年層における市販薬等のオーバードーズ対策の充実を求める意見書
- 議員提出議案第 5 号 成年年齢引下げに伴う消費者被害対策の更なる強化を求める意見書

(以上 3 月 3 0 日原案可決)

- 4 請願・陳情
 - 3 陳情第 1 4 号 辰巳中学校入学に関する陳情

(3 月 1 5 日不採択)

- 5 その他の議決事項等
 - 諮問第 1 号 審査請求に関する諮問について

(3 月 1 5 日決定※)

※審理員意見書の内容は妥当である旨答申することの決定。